



毎月2回10日・25日発行
発行所
川 崎 市 役 所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

目 次

条 例

- ◇川崎市職員の給与に関する条例等の
一部を改正する条例(第74号)…………… 4355

- ◇川崎市議会議員の議員報酬、期末手
当及び費用弁償額並びにその支給条
例の一部を改正する条例(第75号)…………… 4356

規 則

- ◇川崎市公印規則の一部を改正する規
則(第79号)…………… 4356

- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に
関する条例施行規則の一部を改正す
る規則(第80号)…………… 4357

- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に
関する条例施行規則の一部を改正す
る規則の一部を改正する規則(第81号)…………… 4357

- ◇川崎市自転車等の放置防止に関する
条例施行規則の一部を改正する規則
(第82号)…………… 4358

告 示

- ◇自転車等の撤去と保管(第569号)…………… 4358

- ◇道路区域の変更(第570号)…………… 4358

- ◇道路の供用開始(第571号)…………… 4358

- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時
要届出区域の指定(第572号)…………… 4359

- ◇令和3年第4回川崎市議会定例会の
招集(第573号)…………… 4361

- ◇自転車等の撤去と保管(第574号)…………… 4361

- ◇道路区域の変更(第575号)…………… 4361

- ◇道路の供用開始(第576号)…………… 4361

- ◇介護保険法によるサービス事業者等
の指定等(第577号)…………… 4361

- ◇介護保険法等によるサービス事業所
等の廃止等(第578号)…………… 4362

- ◇指定特定相談の事業の廃止(第579
号)…………… 4363

- ◇指定一般相談の事業の廃止(第580
号)…………… 4363

- ◇指定障害児相談支援の事業の廃止
(第581号)…………… 4364

- ◇指定障害福祉サービスの事業の廃止
(第582号)…………… 4364

- ◇指定特定相談支援事業者の指定(第
583号)…………… 4364

- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定
(第584号)…………… 4365

- ◇指定障害児通所支援事業者の指定
(第585号)…………… 4365

- ◇指定障害児相談支援事業者の指定
(第586号)…………… 4365

- ◇生活保護費返還金等の収納事務の委
託(第587号)…………… 4366

- ◇個人情報保護条例の規定による目的
外利用等の届出(第588号)…………… 4366

- ◇自転車等の撤去と保管(第589号)…………… 4366

- ◇公印の廃止(第590号)…………… 4366

- ◇川崎市人事行政の運営等の状況の公
表(第591号)…………… 4367

公 告

- ◇一般競争入札の執行(第1041号)…………… 4367

- ◇開発行為に関する工事の完了(第
1042号)…………… 4375

- ◇一般競争入札の執行(第1043号)…………… 4375

- ◇一般競争入札の執行(第1044号)…………… 4376

- ◇一般競争入札の執行(第1045号)…………… 4377

- ◇公募型プロポーザルの実施(第1046
号)…………… 4377

- ◇公園墓地管理手数料に係る納入通知
書の公示送達(第1047号)…………… 4379

- ◇一般競争入札の執行(第1048号)…………… 4379

- ◇公募型プロポーザルの実施(第1049
号)…………… 4385

- ◇一般競争入札の執行(第1050号)…………… 4386

- ◇一般競争入札の執行(第1051号)…………… 4388

- ◇環境影響評価に関する条例による事
後調査報告書の公告(第1052号)…………… 4389

◇一般競争入札の執行(第1053号)	4390	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定事項の変更(第57号)	4421
◇一般競争入札の執行(第1054号)	4392	上下水道局公告	
◇一般競争入札の執行(第1055号)	4394	◇一般競争入札の執行(第94号)	4422
◇一般競争入札の執行(第1056号)	4395	◇一般競争入札の執行(第95号)	4426
◇一般競争入札の執行(第1057号)	4397	◇一般競争入札の執行(第96号)	4434
◇一般競争入札の執行(第1058号)	4398	◇一般競争入札の執行(第97号)	4435
◇一般競争入札の執行(第1059号)	4400	◇一般競争入札の執行(第98号)	4438
◇一般競争入札の執行(第1060号)	4402	上下水道局公告(調達)	
◇一般競争入札の執行(第1061号)	4404	◇一般競争入札の公告(第35号)	4439
◇一般競争入札の執行(第1062号)	4406	◇一般競争入札の公告(第36号)	4443
◇一般競争入札の執行(第1063号)	4407	交通局規程	
◇一般競争入札の執行(第1064号)	4409	◇川崎市交通局企業職員の期末手当及 び勤勉手当の支給に関する規程の一 部を改正する規程(第34号)	4445
◇道路位置の指定(第1065号)	4409	交通局公告	
◇開発行為に関する工事の完了(第 1066号)	4410	◇一般競争入札の執行(第81号)	4445
公告(調達)		交通局公告(調達)	
◇一般競争入札の執行(第368号)	4410	◇落札者等の公示(第19号)	4447
◇一般競争入札の執行(第369号)	4411	病院局規程	
◇一般競争入札の公告(第370号)	4413	◇川崎市病院局企業職員期末手当及び 勤勉手当支給規程の一部を改正する 規程(第10号)	4447
◇一般競争入札の執行(第371号)	4415	病院局公告	
◇一般競争入札の公告(第372号)	4417	◇一般競争入札の執行(第49号)	4447
税公告		◇一般競争入札の執行(第50号)	4449
◇市民税・県民税特別徴収税額の決 定・変更通知書の公示送達(第194号)	4419	◇一般競争入札の執行(第51号)	4451
◇差押調書(謄本)の公示送達(第 195号)	4419	◇公募型プロポーザルの実施(第52号)	4453
◇納税通知書の公示送達(第196号)	4419	消防局公告	
◇課税額変更(取消)通知書の公示送 達(第197号)	4420	◇サイレンの吹鳴(第6号)	4454
◇差押調書(謄本)の公示送達(第 198号)	4420	教育委員会規則	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第 199号)	4420	◇川崎市立小学校及び中学校の管理運 営に関する規則等の一部を改正する 規則(第12号)	4454
◇差押調書(謄本)の公示送達(第 200号)	4420	監査公表	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第 201号)	4420	◇監査の結果について(第15号)	4455
◇差押調書(謄本)の公示送達(第 202号)	4420	◇監査の結果について(第16号)	4459
上下水道局規程		区公告	
◇川崎市上下水道局企業職員の期末手 当及び勤勉手当の支給に関する規程 の一部を改正する規程(第38号)	4420	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第171号)	4471
上下水道局告示		◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(川崎区第172号)	4471
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定(第55号)	4421	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第173号)	4471
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の廃止(第56号)	4421	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第174号)	4471
		◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第175号)	4471

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達（川崎区第176号）……………	4472
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（川崎区第177号）……………	4472
◇国民健康保険料に係る差押調書（膳 本）の公示送達（川崎区第178号）……………	4472
◇国民健康保険料に係る差押調書の公 示送達（幸区第35号）……………	4472
◇住民票の職権消除（幸区第36号）……………	4472
◇印鑑登録の抹消（幸区第37号）……………	4472
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（幸区第38号）……………	4473
◇国民健康保険料に係る過誤納金還付 （充当）通知書の公示送達（幸区第 39号）……………	4473
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（中原区第55号）……………	4473
◇国民健康保険料に係る差押調書の公 示送達（中原区第56号）……………	4473
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（高津区第89号）……………	4473
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 （高津区第90号）……………	4473
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達（高津区第91号）……………	4474
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達（宮前区第44号）……………	4474
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 （宮前区第45号）……………	4474
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（宮前区第46号）……………	4474
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（多摩区第53号）……………	4474
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 （多摩区第54号）……………	4474
◇国民健康保険料に係る差押調書（膳 本）の公示送達（多摩区第55号）……………	4475
◇介護保険料に係る納入通知書の公示 送達（麻生区第72号）……………	4475
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（麻生区第73号）……………	4475
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 （麻生区第74号）……………	4475
◇国民健康保険料等に係る差押調書 （膳本）の公示送達（麻生区第75号）……………	4475
正 誤	
◇号外第3号……………	4476

条

例

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第74号

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例

（川崎市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中 「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 川崎市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

（川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中 「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

（川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正）

第5条 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中 「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第6条 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(川崎市特別職員給与条例の一部改正)

第7条 川崎市特別職員給与条例(昭和23年川崎市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中 「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第8条 川崎市特別職員給与条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中 「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第9条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例(平成3年川崎市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中 「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第10条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中 「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第11条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成21年川崎市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中 「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第12条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中 「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第13条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成16年川崎市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中 「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第14条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中 「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第15条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成27年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中 「100分の167.5」を「100分の

157.5」に改める。

第16条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中 「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条、第14条及び第16条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第75号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例(平成20年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中 「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中 「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

規

則

川崎市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第79号

川崎市公印規則の一部を改正する規則

川崎市公印規則(昭和39年川崎市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1 専用公印の表中

70	割印用市印	てん書	縦21 横12 角なし	携帯用身分証明書、 学生証等の証明書及 び魚介類行商許可証 の割印	総務企画局情報管理部行 政情報課長、看護短期大 学事務局総務学生課長及 び区役所地域みまもり支 援センター(福祉事務所・ 保健所支所) 衛生課長	総務企画局情報管理部行 政情報課、看護短期大学 事務局総務学生課及び区 役所地域みまもり支援セ ンター(福祉事務所・保 健所支所) 衛生課
----	-------	-----	-------------------	--	---	--

を

70	割印用市印	てん書	縦21 横12 角なし	携帯用身分証明書及 び学生証等の証明書 の割印	総務企画局情報管理部行 政情報課長及び看護短期 大学事務局総務学生課長	総務企画局情報管理部行 政情報課及び看護短期大 学事務局総務学生課
----	-------	-----	-------------------	-------------------------------	---	---

に改める。

附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第80号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

第54条第2項中「給油施設」の次に「(蒸気返還方式接続設備(炭化水素系物質の蒸気を返還する方式の接続設備をいう。以下同じ。))以外の設備を設置することにより別表第5第1項に規定する基準に適合するものを除く。)」を加え、同条第3項中「炭化水素系物質の蒸気を返還する方式の接続設備(以下「」及び「」という。)」を削る。

別表第5第1項の表給油施設の項中「こと」の次に「、凝縮式処理設備(炭化水素系物質の蒸気を凝縮する方式の処理設備をいう。))若しくは吸着式処理設備(炭化水素系物質の蒸気を吸着する方式の処理設備をいう。))を設置すること又はこれらと同等以上の効果を有する設備を設置すること」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第81号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する
条例施行規則の一部を改正する規則の一部
を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成19年川崎市規則第68号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年12月10日」を「令和6年12月10日」に改め、附則第3項中「(下水道業を除く。)」を削る。

附則別表中備考以外の部分を次のように改める。

附則別表(附則第2項関係)

排水指定物質の種類	業種	許容限度
亜鉛及びその化合物	電気めっき業	1リットルにつき亜鉛として3ミリグラム

附則別表備考中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この規則は、令和3年12月11日から施行する。

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第82号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和62年川崎市規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表平間駅周辺自転車等駐車場の項中

「

第4施設	川崎市中原区北谷町49番6
第5施設	川崎市中原区市ノ坪610番1

」

を

「

第4施設	川崎市中原区北谷町49番6
------	---------------

」

に改める。

附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

告 示

川崎市告示第569号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和3年11月16日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

（別紙省略）

川崎市告示第570号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年11月16日から令和3年12月1日まで一般の縦覧に供します。

令和3年11月16日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	今井上町 第4号線	川崎市中原区今井上町 1番5先	5.00	26.39	
		川崎市中原区今井上町 1番5先			
新	今井上町 第4号線	川崎市中原区今井上町 1番3先	6.00	26.39	
		川崎市中原区今井上町 1番3先			

川崎市告示第571号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年11月16日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年11月16日から令和3年12月1日まで一般の縦覧に供します。

令和3年11月16日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
今井上町 第4号線	川崎市中原区今井上町1番3先	
	川崎市中原区今井上町1番3先	

川崎市告示第572号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和3年11月18日

川崎市長 福田 紀彦

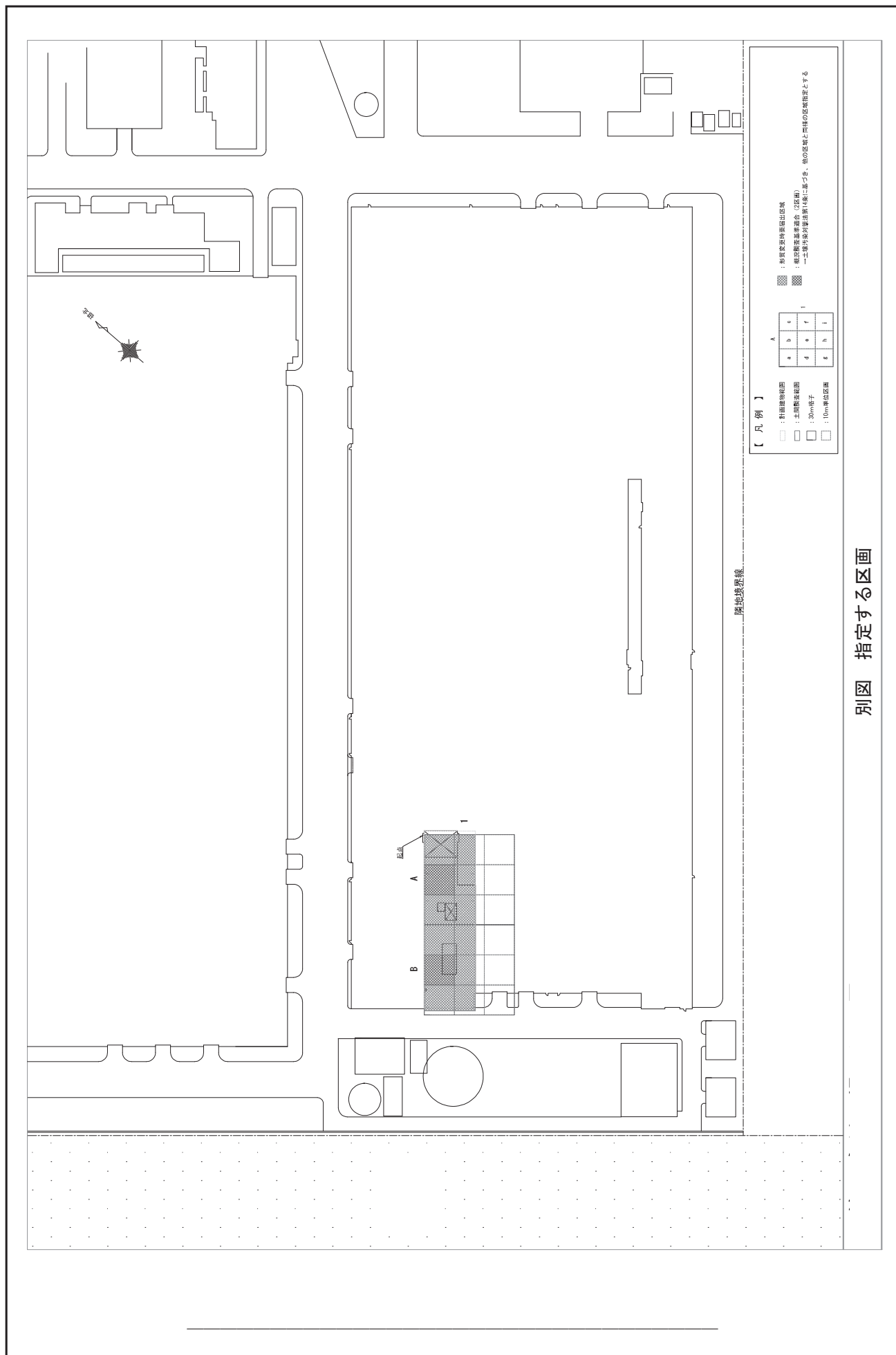
1 指定する区域

川崎区小島町4番36、4番39の各一部
（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

3 当該区域は、土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する。



別図 指定する区画

川崎市告示第573号

令和3年第4回川崎市議会定例会を次のとおり招集します。

令和3年11月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 日 時 令和3年11月26日(金曜日)午前10時
2 場 所 川崎市役所内市議会議場

川崎市告示第574号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和3年11月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
- (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
- (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (3) 引取りに要する費用
- | | |
|---------|---------|
| 自転車 | 2,500円 |
| 原動機付自転車 | 5,000円 |
| 自動二輪車 | 10,000円 |
- (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- 4 その他
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。
(別紙省略)

川崎市告示第575号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年11月24日から令和3年12月8日まで一般の縦覧に供します。

令和3年11月24日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路線名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	宮前 第5号線	川崎市宮前区西野川 1丁目3番9先 ----- 川崎市宮前区西野川 1丁目3番9先	3.64	10.28	
新	宮前 第5号線	川崎市宮前区西野川 1丁目3番1先 ----- 川崎市宮前区西野川 1丁目3番1先	3.82	10.28	

川崎市告示第576号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年11月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年11月24日から令和3年12月8日まで一般の縦覧に供します。

令和3年11月24日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
宮前 第5号線	川崎市宮前区西野川1丁目3番1先 ----- 川崎市宮前区西野川1丁目3番1先	

川崎市告示第577号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者

を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の

2の規定に基づき告示します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

令和3年11月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社SOCIAL LAB	1495400705	セラピストデイ栢形	川崎市多摩区栢形6-2-34 クリフパレス101	地域密着型通所介護
株式会社らいおんの手	1495500678	らいおんの手	川崎市宮前区平3-18-3	地域密着型通所介護
ミアヘルサ株式会社	1495600643	ミアヘルサ 定期巡回サービス新百合ヶ丘	川崎市麻生区白鳥1-4-1	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護
株式会社Bellis	1475402945	ケアショップ ウィズ・ユー川崎	川崎市多摩区西生田2丁目 1番4号	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
合同会社LC	1475303408	リアンケア溝の口	川崎市高津区下作延6丁目 26番30号 大谷ビル201号室	訪問介護
SOMPOケア株式会社	1465190152	SOMPOケア 川崎小倉 訪問看護	川崎市幸区小倉5丁目31-11	訪問看護 介護予防訪問看護

川崎市告示第578号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」といいます。）第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サー

ビス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

令和3年9月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社 日本エルダリーケア サービス	1475502447	デイホームゆりの木宮前	川崎市宮前区犬蔵1-16-10 アメニティ宮前1F	居宅介護支援
株式会社生活科学運営	1495400036	上布田つどいの家	川崎市多摩区布田29番地10	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅 介護
株式会社 センチュリーライフ	1475303200	メディカルケア センチュリーハウス溝の口	川崎市高津区下作延4丁目 23番13号	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活 介護
株式会社 センチュリーライフ	1475302699	センチュリー 介護ステーション溝の口	川崎市高津区下作延 4-23-13	訪問介護
株式会社 センチュリーライフ	1495300558	センチュリー 介護ステーション溝の口	川崎市高津区下作延4丁目 23番13	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護
株式会社 ニチイケアパレス	1475600456	ニチイホーム新百合ヶ丘	川崎市麻生区千代ヶ丘 8-1-6	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活 介護

社会福祉法人よつば会	1495400374	認知症デイサービス生田広場	川崎市多摩区西生田 5-24-2	認知症対応型通所介護
医療法人 メディカルクラスタ	1495400549	デイサービス ふれあい	川崎市多摩区枳形6-19-8	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
医療法人財団百葉の会	1495600205	カーサしんゆり 小規模多機能型居宅介護 フランチア	川崎市麻生区古沢189	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
医療法人財団百葉の会	1495600213	カーサしんゆり グループホームフランチア	川崎市麻生区古沢189	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

川崎市告示第579号

指定特定相談の事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定により、指定特定相談事業の廃止の届出がありました

たので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日	事業所番号
社会福祉法人 育桜福祉会	たかつ基幹相談支援センター	川崎市高津区溝口3丁目13番5号	計画相談支援	令和3年9月30日	1435300437
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	みやまえ基幹相談支援センター	川崎市宮前区宮崎2-6-11 宮崎台パーズビレッジA-106	計画相談支援	令和3年9月30日	1435500192
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	たま基幹相談支援センター	川崎市多摩区登戸495-3 アミニティ・ミシマ第5ビル	計画相談支援	令和3年9月30日	1435400591
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	さいわい基幹相談支援センター	川崎市幸区古市場2-91 ヴェルディ川崎	計画相談支援	令和3年9月30日	1435100290
社会福祉法人セイワ	地域相談支援センター ゆきやなぎ	川崎市高津区二子2-18-10 グロービル高津101号室	計画相談支援	令和3年9月30日	1435300445
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	くさぶえ地域相談支援センター	川崎市高津区久末3-25-8	計画相談支援	令和3年9月30日	1435300031

川崎市告示第580号

指定一般相談の事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談事業の廃止の届出がありました

たので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日	事業所番号
社会福祉法人 育桜福祉会	たかつ基幹相談支援センター	川崎市高津区溝口3丁目13番5号	地域移行支援	令和3年9月30日	1435300437
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	みやまえ基幹相談支援センター	川崎市宮前区宮崎2-6-11 宮崎台パーズビレッジA-106	地域移行支援	令和3年9月30日	1435500192
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	たま基幹相談支援センター	川崎市多摩区登戸495-3 アミニティ・ミシマ第5ビル	地域移行支援	令和3年9月30日	1435400591
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	さいわい基幹相談支援センター	川崎市幸区古市場2-91 ヴェルディ川崎	地域移行支援	令和3年9月30日	1435100290
社会福祉法人セイワ	地域相談支援センター ゆきやなぎ	川崎市高津区二子2-18-10 グロービル高津101号室	地域移行支援	令和3年9月30日	1435300445

社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	くさぶえ地域相談支援 センター	川崎市高津区久末3-25-8	地域移行支援	令和3年9月30日	1435300031
----------------------	--------------------	----------------	--------	-----------	------------

川崎市告示第581号

指定障害児相談支援の事業の廃止について
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第1
 項の規定により、指定障害児相談支援の事業の廃止の届

出がありましたので、同法第24条の37第2項の規定に基
 づき別表のとおり告示します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日	事業所番号
社会福祉法人育 桜福祉会	たかつ基幹相談支援 センター	川崎市高津区溝口3丁目13番 5号	障害児相談支援	令和3年9月30日	1475300065
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	みやまえ基幹相談支援 センター	川崎市宮前区宮崎2-6-11 宮崎台パーズビレッジA-106	障害児相談支援	令和3年9月30日	1475500045
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	たま基幹相談支援 センター	川崎市多摩区登戸495-3 アミニティ・ミシマ第5ビル	障害児相談支援	令和3年9月30日	1475400063
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	さいわい基幹相談支援 センター	川崎市幸区古市場2-91 ヴェルディ川崎	障害児相談支援	令和3年9月30日	1475100036
社会福祉法人セイワ	地域相談支援センター ゆきやなぎ	川崎市高津区二子2-18-10 グロービル高津101号室	障害児相談支援	令和3年9月30日	1475300081
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	くさぶえ地域相談支援 センター	川崎市高津区久末3-25-8	障害児相談支援	令和3年9月30日	1475300073

川崎市告示第582号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
 めの法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定
 により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があ

りましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり
 告示します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社まごころをここに	IRODORI	川崎市川崎区鋼管通2丁目2番6号	就労移行支援	令和3年9月30日	1415001039
一般社団法人アンマー	ACT01	川崎市宮前区平2丁目11-2	就労移行支援	令和3年9月30日	1415500949

川崎市告示第583号

指定特定相談支援事業者の指定について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
 めの法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第
 1号の規定により、指定特定相談支援事業者の指定を行

いましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のと
 おり告示します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
こどもをキラキラさせたい 株式会社	相談支援事業所 NEST	川崎市中原区上小田中3-4-8 南武ビル102	計画相談支援	令和3年11月1日	1435201197

川崎市告示第584号

指定障害福祉サービス事業者の指定について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行います。

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社日本ライフケア	「結」ケアセンターあさお	川崎市麻生区片平2-22-1 住眞マンション103	行動援護	令和3年11月1日	1415600335
株式会社こもれび	ケアサポートこもれび	川崎市多摩区生田八丁目2番3号	居宅介護	令和3年11月1日	1415401189
株式会社こもれび	ケアサポートこもれび	川崎市多摩区生田八丁目2番3号	重度訪問介護	令和3年11月1日	1415401189
合同会社LC	リリアンケア溝ノ口	川崎市高津区下作延6丁目26番30号大谷ビル201号室	居宅介護	令和3年11月1日	1415301173
合同会社LC	リリアンケア溝ノ口	川崎市高津区下作延6丁目26番30号大谷ビル201号室	重度訪問介護	令和3年11月1日	1415301173
一般社団法人エンジェルプロジェクト	ルートワン	川崎市宮前区野川台三丁目12-7	共同生活援助	令和3年11月1日	1425500962

川崎市告示第585号

指定障害児通所支援事業者の指定について
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社LITALICOパートナーズ	LITALICOジュニア武蔵新城教室	川崎市中区新城1002 古澤店舗1階	児童発達支援	令和3年11月1日	1455200624
株式会社LITALICOパートナーズ	LITALICOジュニア武蔵新城教室	川崎市中区新城1002 古澤店舗1階	保育所等訪問支援	令和3年11月1日	1455200624
株式会社グッディール	グッディール川崎第2教室	川崎市幸区下平間204 コーポ倉田2F	児童発達支援	令和3年11月1日	1455100360
株式会社D&I	テラコヤキッズ川崎教室	川崎市川崎区中島2丁目1-3 クレストHY102	保育所等訪問支援	令和3年11月1日	1455000149
アンダンテミライ株式会社	放課後デイサービス toiro 小田栄	川崎市川崎区小田四丁目9-15 第7むさしマンション1階	放課後等デイサービス	令和3年11月1日	1455000677

川崎市告示第586号

指定障害児相談支援事業者の指定について
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、指定障害児相談支援事業者の指定を行

いましたので、同法第24条の37第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
こどもをキラキラさせたい株式会社	相談支援事業所 NEST	川崎市中区上小田中3-4-8 南武ビル102	障害児相談支援	令和3年11月1日	1475200612

川崎市告示587号

生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第78条の3の規定に基づき川崎市生活保護費返還金等の収納事務を下記の私人に委託したので、生活保護法施行令（昭和25年5月20日政令第148号）第11条第1項の規定により告示します。

令和3年11月26日

川崎市長 福田紀彦
記

1 受託者の住所及び名称

所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
名 称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表者 代表取締役社長 本間 洋

2 委託期間

令和3年11月26日から令和4年3月31日まで

川崎市告示第588号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和3年11月26日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市 長	8 件
イ 上下水道事業管理者	1 件
ウ 教育委員会	1 件

(2) 外部提供

ア 市 長	24件
イ 消 防 長	3 件
ウ 教育委員会	3 件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第589号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和3年11月30日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

（別紙省略）

川崎市告示第590号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を廃止しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和3年11月30日

川崎市長 福田紀彦

1 割印用市印

(1) 廃止年月日 令和3年11月30日

(2) 専用公印 ひな形番号 70

(3) 書 体 てん書

(4) 寸 法 縦21mm横12mm角なし

(5) 保管場所及び個数

ア	川崎区役所地域みまもり支援センター衛生課	1 個
イ	幸区役所地域みまもり支援センター衛生課	1 個
ウ	中原区役所地域みまもり支援センター衛生課	1 個
エ	高津区役所地域みまもり支援センター衛生課	1 個
オ	宮前区役所地域みまもり支援センター衛生課	1 個
カ	多摩区役所地域みまもり支援センター衛生課	1 個
キ	麻生区役所地域みまもり支援センター衛生課	1 個

川崎市告示第591号

川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
(平成17年川崎市条例第4号)第6条の規定に基づき、
次のとおり人事行政の運営の状況の概要及び人事委員会の
業務の状況を公表しましたので、同条例第7条の規定
に基づき告示します。

令和3年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

(別添略)

(案件1)

公

告

川崎市公告第1041号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月17日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名 王禅寺四ッ田特別緑地保全地区施設整備(その2)工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区王禅寺四ッ田1028-2ほか
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システム による申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川 崎市上下水道指定)」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企 業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年12月6日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 枅形2丁目ポンプ場水中ポンプ増設工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区枅形2丁目24番地先
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。

参 加 資 格	ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。また、契約後は建設業法に準じて、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年12月6日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 溝口駅周辺地区歩道改修及び高津区内市道野川柿生線舗装道補修（側溝）工事
	履 行 場 所 川崎市高津区下作延2丁目8番地先
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年12月2日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 宮前区内水路防護柵補修工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区土橋1丁目14番地先他1箇所
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび土工」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「とび土工」）を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年12月2日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名 麻生区内主要地方道世田谷町田舗装道補修（切削）工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区万福寺6丁目1番地先
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。

参 加 資 格	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年12月2日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 柳町公園施設改修工事
	履 行 場 所 川崎市幸区柳町42
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099

入札日時等	令和3年12月2日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名 小向第5公園施設改修工事
	履 行 場 所 川崎市幸区小向西町4丁目81
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「造園」）を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年12月2日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名 御幸公園防球ネット整備工事
	履 行 場 所 川崎市幸区東古市場1
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。

参 加 資 格	※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「とび・土工」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年12月3日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名 長尾特別緑地保全地区斜面安定整備工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区長尾6丁目1150-1ほか
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「とび・土工」）を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年12月3日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎区殿町地区周辺自転車通行環境整備（その4）及び市道大師駅前8号線道路補修（切削・打換）工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区大師駅前1丁目16番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「舗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年12月3日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件11)

競争入札に 付する事項	件 名 市道東田町7号線道路補修（ショッピングモール）工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区砂子2丁目5番地先
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「舗装」）を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年12月3日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件12)

競争入札に 付する事項	件 名 市道東扇島1号線舗装道補修（切削）工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東扇島14番地先
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。

参 加 資 格	(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年12月3日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1042号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年11月17日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区百合丘一丁目7番9
の一部 ほか3筆
4,157平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都武蔵野市吉祥寺北町1丁目29番1号
兼六土地建物株式会社
代表取締役 鍵市佳克
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数:27戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和2年3月17日
川崎市指令 ま宅審(イ)第128号
令和2年2月1日
川崎市指令 ま宅審(イ)第35号(変更)
令和2年2月16日
川崎市指令 ま宅審(イ)第79号(変更)
令和2年3月18日
川崎市指令 ま宅審(イ)第113号(変更)
令和2年3月17日
川崎市指令 ま宅審(イ)第45号(変更)

川崎市公告第1043号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月19日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 令和3年度登戸土地区画整理事業都市計画道路登戸野川線電線共同溝詳細設計業務委託
	履 行 場 所 川崎市多摩区登戸地内
	履 行 期 間 令和4年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 主任技術者及び照査技術者は、技術士(建設部門:道路)又はRCCMの「道路」部門のいずれかの資格を有する者。なお、主任技術者と照査技術者は兼務できない。

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和3年12月21日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1044号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月19日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名 オンライン相談用機器（ノートパソコン等）の購入
	履 行 場 所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎
	履 行 期 間 令和4年3月1日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「コンピュータ」種目「コンピュータ」に登載されていること。 (4) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成23年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。 (8) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2091
入札日時等	令和3年12月27日11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1045号

令和3年11月19日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名 川崎市看護大学設置に伴う教育用備品（医療機器）の調達
	履 行 場 所 川崎市立看護短期大学
	履 行 期 間 令和4年3月11日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「医療機器」種目「医療機器」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 「官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成23年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2092
入札日時等	令和3年12月24日11時00分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1046号

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告します。

令和3年11月22日

川崎市長 福田 紀彦

- 件 名
地域相談支援センター運營業務委託
- 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日
- 履行場所
川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 他
- 事業概要
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項に規定する障害者相談支援事業を実施する地域相談支援センター運營業務を実施する。
- 契約上限額
23,700,000円（消費税及び地方消費税非課税事業）

6 応募資格

社会福祉法人、医療法人、公益財団法人、公益社団法人又は特定非営利活動法人その他市が適当と認めた法人（営利法人を除く）であって、中立・公正な運営を行うことができ、かつ、次の要件を満たす法人であること。

- 令和3年11月1日時点において、指定特定相談支援事業又は指定一般相談支援事業を行う者であること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- 法人税、消費税・地方消費税及び地方税を滞納していないこと。
- 法人又はその代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴

力団（又はその構成員）その他集团的又は常習的に暴力的不法行為その他の違反行為を行うおそれがある者（及びそれらの利益となる活動を行う者）でないこと。

7 応募資格の確認

(1) 提出場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室
電 話：044-200-3945
F A X：044-200-3926
電子メール：40keasui@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和3年11月22日（月）から令和3年12月1日（水）午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで（土、日、休日を除く）

(3) 提出書類

- ア 参加意向申出書（様式1）
- イ 応募資格を有していることについての申立書（様式2）
- ウ コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式3）
- エ 誓約書（様式4）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）

※郵送の場合は提出期間内必着

※持参の場合は、事前に電話連絡をお願いします。

(5) 参加資格確認審査

参加資格の審査結果は電子メールにて、令和3年12月3日（金）に通知します。

8 質問書の提出

(1) 照会窓口

7(1)と同じ

(2) 質問受付期間

令和3年11月22日（月）から令和3年12月1日（水）まで

(3) 質問受付方法

質問は電子メールにて提出（メール本文又はWord、Excel若しくはPDF形式）

質問受付メールアドレス：

40keasui@city.kawasaki.jp

メール件名：【質問】地域相談支援センター設置運営法人募集に関する質問

(4) 回答方法

令和3年12月3日（金）に参加意向申出書を提出した全法人に対して電子メールにて送付

9 応募書等の提出

(1) 提出場所

7(1)と同じ

(2) 提出期間

令和3年12月3日（金）から令和3年12月15日（水）まで

午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで（土、日、休日を除く）

(3) 提出書類

ア 全ての法人が提出

（ア）企画提案書（様式5）

（イ）見積書（様式6）

（ウ）法人の理念や事業内容等がわかる資料

（パンフレット等）

イ 令和3年11月1日時点において川崎市から基幹相談支援センター又は地域相談支援センターの業務委託を受けていない法人のみ提出

（ア）定款又は寄付行為

（イ）履歴事項全部証明書

（申請時から3か月以内に発行されたものの原本）

（ウ）印鑑証明書（原本）

（エ）役員名簿（任意様式、応募時点のもの）

（オ）決算書（財務諸表）（直近3か年分）

（カ）指定一般相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所の運営にあたり都道府県知事又は市町村長から指定を受けたことがわかる書類の写し（令和3年11月1日時点で有効なもの）

(4) 提出方法

持参又は郵送

（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）

※郵送の場合は提出期間内必着

※持参の場合は、事前に電話連絡をお願いします。

10 プレゼンテーションの実施

提案法人には、次のとおりプレゼンテーションを実施していただきます。

(1) 開催日時及び開催場所

令和3年12月23日（木）

※プレゼンテーションの開催時間、開催場所及び発表時間については、提案法人に別途通知します。なお、プレゼンテーションの出席者は最大3名までとします。

(2) プレゼンテーション内容等

事前に提出した企画提案書（様式5）に基づき、説明をしていただきます（10分）。

その後、質疑応答を行います（10分）。

※マイク・プロジェクター等は使用できません。

11 選考委員会の開催

(1) 審査及び決定

委託法人の選定に当たっては、川崎市障害者相談

支援センター設置・運営法人選考委員会の審査を経て選定します。

(2) 選定基準

提案の評価は、「川崎市地域相談支援センター設置・運営法人選定基準」に基づき、項目ごとに数値化して採点し、募集する地域相談支援センターごとに、総合計点が最も高い得点を得た法人を本業務の受託法人とします。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、令和4年1月11日（火）に全ての応募法人に文書で通知するとともに、市ホームページで公表します。

12 その他

(1) 提出書類

様式が指定されている提出書類については、川崎市のホームページからダウンロード（「プロポーザル実施要項」及び「仕様書」、「川崎市地域相談支援センター設置・運営法人選定基準」も同様にダウンロード可能）して作成してください。また、提出された書類は返却いたしません。

(2) 提案書作成及び提出に関する費用負担の負担とします。

(3) 契約書作成の要否を要します。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の契約関係規定において閲覧することができます。

(5) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(6) 選定の効果

本契約における選定の効果は、令和4年第1回川崎市議会定例会における、本契約に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第1047号

次の公園墓地管理手数料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月22日

川崎市長 福田 紀彦

年度	手数料種別	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和3年度	公園墓地管理手数料	令和3年度分	令和3年12月7日	計472件

(別紙省略)

川崎市公告第1048号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月24日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	生田大橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田8丁目7番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。	
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。	
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。	
	ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。	
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。	
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。	
	※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。	
	(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。	
	(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。	
	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	
	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
	(8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。	
	(9) 主任技術者（業種「とび・土工」）を配置できること。	

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年12月8日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 宿河原北橋ほか1橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区宿河原6丁目7番地先ほか1箇所
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「塗装」）を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年12月8日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 朝日橋ほか1橋橋りょう整備（高欄改良）工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区登戸2832番地先ほか1箇所
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。

参 加 資 格	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「橋りょう」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年12月8日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺自転車通行環境整備(その3)工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区役所道路公園センター管内
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「路面表示」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「塗装」)を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099

入札日時等	令和3年12月8日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名 平間駅周辺自転車等駐車場第5施設撤去工事
	履 行 場 所 川崎市中原区市ノ坪710番地
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年12月8日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名 上小田中西公園ほか遊具更新工事
	履 行 場 所 川崎市中原区上小田中3丁目29-19ほか4箇所
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。

参 加 資 格	※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「造園」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年12月9日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
(案件7)	
競争入札に付する事項	件 名 令和3年度登戸土地区画整理事業管理用地等維持等（その2）工事 履 行 場 所 川崎市多摩区登戸土地区画整理事業地内 履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年12月9日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名 東扇島波除堤補修工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東扇島地先
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」、「B」又は「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年12月9日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名 水路改修（多摩5）工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区堰1丁目19番地先
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。

参 加 資 格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年12月9日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1049号

外国人観光客動態分析業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和3年11月24日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 件 名 外国人観光客動態分析業務委託
(2) 業務事項 川崎市内に来訪する外国人観光客に関する

ア データ分析業務

イ 分析レポート作成業務

- (3) 委託期間 契約日～令和4年3月18日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 各種データの分析や外国人観光客の動態分析に関する実績とノウハウがある者
(2) 法人格を有する者
(3) 令和3・4年川崎市業務委託有資格業者名簿に登録しており、更に業種名「その他業務」・種目名「その他」で登録している者
※ただし、参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録申請しているものと同等に扱います。
(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
(5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

- (9) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 事業目的の理解度
(2) 企画提案の内容
(3) 専門的知識・能力
(4) 業務実績
(5) 実施体制
(6) 概算見積額

4 担当部局

川崎市経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課

〒210-0007

神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル10階

電話（直通） 044-200-0509

FAX 044-200-3920

メールアドレス 28kankou@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配付期間 令和3年11月24日（水）～11月30日（火）
(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和3年11月24日（水）～11月30日（火）
(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）
- 7 企画提案書の受付期間、場所及び方法
- (1) 受付期間 令和3年12月9日（木）
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案書（7部）、見積書（1部）、見積書の写し（7部）、業務実施体制・主な業務実績（7部）、会社概要（7部）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）
（郵送による提出については、受付期間開始前に到着した場合でも受付を行う）
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 9 契約書作成の要否
要する
- 10 関連情報を入手するための照会窓口
4の担当部局と同じ
- 11 その他必要と認める事項
- (1) 業務規模概算額 2,500,000円
（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とします
- (3) その他
ア 審査結果の発表は令和3年12月17日（金）を予定しています。
イ 詳細につきましては、外国人観光客動態分析業務委託企画提案実施要領、仕様書を御参照ください。

川崎市公告第1050号

入 札 公 告

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 入札件名
クリーンベンチ保守点検業務
- (2) 履行場所
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター2階
川崎市健康安全研究所
- (3) 履行期間
契約締結日から令和4年3月31日まで
- 2 一般競争入札参加資格に関する事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 入札期日において、川崎市「令和3・4年度 川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種名「その他業務」種目名「その他」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5か年に、クリーンベンチ保守点検業務委託契約の実績があること。

3 一般競争入札参加申込み及び仕様書について

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加申込書を提出してください。

- (1) 提出場所
〒210-0821
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎生命科学・環境研究センター2階
川崎市健康安全研究所
電 話 044-276-8250
F A X 044-288-2044
E-mail 40eiken@city.kawasaki.jp
- (2) 提出期間
令和3年11月25日から12月1日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。
- (3) 提出書類
ア 競争入札参加申込書
イ 契約実績を確認できる書類（契約書の写し等）
- (4) 提出方法
持参に限ります。
- (5) 競争入札参加申込書及び仕様書等の入手方法
提出書類（競争入札参加申込書）及び入札説明書並びに仕様書は、川崎市ホームページからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、「3(2)提出期間」の期間に、「3(1)提出場所」で配布します。
- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付
競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 交付日時
令和3年12月2日 午後5時
ただし、川崎市「令和3・4年度業務委託有資格業者名簿」へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和3年12月3日までに電子メールで配信します。

(2) 交付場所

「3(1)提出場所」に同じ。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)提出場所」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年12月3日から12月7日までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、「5(4)質問受付方法」のいずれかの方法により送付してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXにより、以下の提出先に提出してください。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)提出場所」に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール

40eiken@city.kawasaki.jp

イ FAX

044-288-2044

(5) 回答方法

質問があった場合、令和3年12月10日に競争入札参加資格を有するとして競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者全員へ電子メール又はFAXによって回答書を送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に「2 競争入札参加資格に関する事項」の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

イ 入札は税抜きの総額で行います。入札者は見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

エ その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札日時

令和3年12月21日 午後2時

イ 入札・開札場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター2階

川崎市健康安全研究所

(3) 入札書の提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

なお、郵送の場合は、令和3年12月20日 午後5時までに(必着)、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に「1(1)入札件名」及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付後速やかに「3(1)提出場所」にこの旨を電話にて連絡してください。

提出先:「3(1)提出場所」に同じ。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のないものが行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金は、免除とします。

(2) 前払金の要否

前払金はありません。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、「3(1)提出場所」及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)提出場所」に同じです。

(3) 業務の詳細、競争入札参加申込書、質問書、入札説明書等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(4) 事情により入札を延期、又は、取りやめる場合があります。

川崎市公告第1051号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和4年度国民健康保険料納入通知書等に係る帳票作成及び封入封緘等業務委託

(2) 履行場所

川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課、各区役所保険年金課及び支所区民センター

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 調達概要

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されていること。

(4) 本市国民健康保険システム(NEC製「COKAS-X」を使用)で取扱う以下のフォントを正しく印字できる環境を有していること

ア 川崎市明朝(川崎市独自フォント)

イ 川崎市明朝用外字フォント(川崎市独自フォント)

ウ 川崎市拡張フォント(川崎市独自フォント)

エ 川崎市拡張用外字フォント(川崎市独自フォント)

※ 上記アからエのフォントを表示するソフトウェアとして「FontAvenue外字コントロール2000」(NEC製)がある。

※ 上記アからエのフォントファイル(拡張子:.TTF/.TTE)について、配布する。

(5) 令和2年4月1日以降に、本市または同規模程度の官公庁(政令指定都市等)において、類似の業務(一度に扱うデータ件数が150,000件程度となる封入物を作成し、封入封緘する業務)に関する契約実績があること。

3 一般競争入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地

パレール三井ビル12階

川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課

担当: 澤田

電話: 044-200-2636

FAX: 044-200-3930

MAIL: 40hoken@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和3年11月25日(木)から令和3年12月1日(水)まで(土曜日、日曜日除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 実績調書

ウ 契約実績を証する書類(契約書の写し等)

なお、この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

(4) 提出方法

持参に限ります。

入札参加申込書、実績調書、仕様書、その他本入札に必要な様式及び資料は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」→「入札情報」→「入札情報(入札公表・落札結果)」→物品欄の「入札公表」の中にあります。

ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに、一般競争入札参加資格確認通知書を令和3年12月3日(金)までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書・入札に関する問合せ

(1) 問合せ場所

上記3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

令和3年12月3日(金)から令和3年12月8日(水)まで(土曜日、日曜日除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 問合せ方法

「入札公表」からダウンロードした「質問書」の様式に必要な事項を記入し、上記3(1)のFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、

質問書を送付したときは、その旨を担当まで電話で御連絡ください。

(4) 回答

質問に対する回答は、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和3年12月13日(月)午後5時15分までに、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した全ての者に対し、入札参加申込書記載の電子メールアドレスに送付します。なお、回答後の再質問は受け付けません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、単価に予定数量を乗じた金額の合計(総価)によって行います。ただし、契約する際の単価は、その者が積算内訳書に記載した単価とします。

イ 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書の予定数量に記載された項目ごとに消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた単価を見積り、各単価に予定数量を乗じた額を合計した金額を入札書に記載してください。

ウ 入札は、所定の入札書をもって行います。また、仕様書の予定数量に記載された各項目に対応する単価、予定数量、単価に予定数量を乗じた金額及び合計金額を記載した「積算内訳書」を必ず添付してください。

エ 入札書及び積算内訳書は、封筒に入れ、封印して提出してください。

オ 1回目の入札で落札者が無い場合は、直ちに再度入札を2回、計3回の入札を行いますので、再入札用の入札書及び積算内訳書を準備のうえ、参加してください。なお、開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。

(2) 入札書の提出日時・場所

令和3年12月20日(月)午後1時30分

川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル12階

川崎市健康福祉局医療保険部会議室(A)

(3) 入札書の提出方法

持参によります。

(4) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免

除します。

(5) 開札の日時・場所

上記7(2)に同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(8) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、一般競争参加資格確認通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。また、名刺を持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりませんので、委任状を持参してください。

8 契約手続等

(1) 契約予定日及び着手予定日

令和3年12月24日(金)

(2) 契約保証金

契約単価に予定数量を乗じた金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。なお、契約単価は消費税及び地方消費税を含まないものとし、委託料支払いのときに加算するものとします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第1052号

(仮称)加工食品工場建設計画に係る事後

調査報告書(工事中)について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づ

き、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第39条に定める事項について次のとおり公告します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

事後調査報告書（工事中）について

1 事後調査実施者

名 称：味の素株式会社 川崎事業所

代表者：川崎事業所長 吉良 郁夫

住 所：川崎市川崎区鈴木町1番1号

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

（仮称）加工食品工場建設計画

(2) 種類

工場又は事業所の新設（第2種行為）

3 事後調査報告書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

1 指定開発行為者

2 指定開発行為の名称及び種類

3 指定開発行為を実施する区域

4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容

5 指定開発行為の実施状況

6 環境保全のための措置の実施状況

第2章 条例評価書に掲げる事後調査計画の概要

1 事後調査の目的

2 事後調査の内容

3 調査実施者（業務受託者）

第3章 事後調査結果（工事中の土壌汚染）

1 調査項目

2 調査位置

3 調査時期

4 調査方法

5 調査結果

資料編

4 事後調査報告書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

令和3年11月25日（木）から令和3年12月24日（金）まで

(2) 場 所

川崎区役所、川崎区役所大師支所及び市役所第3庁舎（環境局環境対策部環境評価課）

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

川崎市公告第1053号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 令和4年度市民税・県民税当初課税時における人材派遣契約

(2) 履行場所 川崎市指定場所

（かわさき市税事務所法人課税課、かわさき市税事務所市民税課（幸区役所含む）、みぞのくち市税事務所市民税課（宮前区役所含む）、こすぎ市税分室市民税担当、しんゆり市税事務所市民税課）

(3) 履行期間 令和4年1月17日から令和4年7月29日まで

(4) 業務概要 市民税・県民税当初課税時における人材派遣業務
詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 一般労働者派遣事業の許可を受けていること。

(4) 本市又は他官公庁において人材派遣業務（一般事務サービス）の契約実績または同等の契約の実績があること。

(5) 「プライバシーマーク」の使用許諾事業者として認定されていること。

(6) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種99「その他業務」、種目99「その他」に登録されていること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

財政局税務部税制課 担当：寺澤・中田

電 話：044-200-2190（直通）

F A X：044-200-3906

E-mail：23zeisei@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

令和3年11月25日(木)から令和3年12月1日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 一般労働者派遣事業許可証の写し

エ プライバシーマーク登録証の写し

上記ア以外の書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

(4) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 通知書交付日

令和3年12月6日(月)

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。〔「入札情報かわさき」－「入札情報」の「委託」－「入札公表・財政局」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)〕

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

財政局税務部市民税管理課 担当：高木・松尾

電話：044-200-3825(直通)

FAX：044-200-3907

E-mail：23simka@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和3年12月6日(月)から令和3年12月9日(木)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和3年12月13日(月)午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

労働者派遣業務に係る費用の総額(消費税額及び地方消費税額を含まない。)で行います。

なお、金額の算定にあたっては、備品購入費用、採用費用及び社会保険料等を含め、業務履行にかかる費用すべてを考慮して算出してください。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

令和3年12月16日(木)午後2時

イ 提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階第1会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川

崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 費用内訳明細表

落札者は契約締結までに、本委託にかかる落札額の内訳を提示すること（様式自由）。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告第1054号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書製本及び封入・封かん業務

(2) 履行場所 財政局税務部資産税管理課

(3) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要 固定資産税・都市計画税納税通知書の製本及び封入・封かん業務
詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種99「その他業務」、種目99「そ

の他」で登載されていること。

(4) 本市又は他官公庁において、過去5年以内に納税通知書製本及び封入・封かん業務又は類似する業務を履行した契約実績があること。

(5) 「プライバシーマーク」の使用許諾事業者として認定されていること。

(6) 過去5年以内に本市税務部・収納対策部が発注した納税通知書製本及び封入・封かん業務又は類似する業務において、事故（他の納税者の納税通知書が混入した状態で封入・封かんされた封筒を納品）を起こすことなく、適正に業務を履行していること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

川崎市財政局税務部税制課 担当：寺澤・中田

電 話：044-200-2190（直通）

F A X：044-200-3906

E-mail：23zeisei@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

令和3年11月25日（木）から令和3年12月1日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ プライバシーマーク登録証の写し

上記ア以外の書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

(4) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

上記3により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 交付日時

令和3年12月6日（月）

(3) その他

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。〔「入札情報かわさき」―「入札情報」の「委託」―「入札公表・財政局」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)〕

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

財政局税務部資産税管理課 担当：池貝

電 話：044-200-2220 (直通)

F A X：044-200-3876

E-mail：23siska@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和3年12月6日(月)から令和3年12月9日(木)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・電子メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和3年12月13日(月)午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた者全者宛てにF A Xまたは電子メールにて送信します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

本業務に係る費用の総額(消費税額及び地方消費税額を含まない。)で行います。

なお、金額の算定にあたっては、備品購入費や帳

票運搬費用等、業務履行にかかる費用すべてを考慮して算出してください。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

令和3年12月16日(木)午後3時

イ 提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階第一会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記7(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記7(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告第1055号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 西野川小学校ほか6校体育館等劣化調査業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区宮本町6番地 他
- (3) 履行期間 令和4年3月31日(木)まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「建築設計」、種目「構造設計」に登載されていること。
- (4) 本市または他官公庁において平成23年度以降に学校施設の校舎または体育館の劣化調査、耐力度調査等の契約実績があること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
長期保全・計画担当
電話番号：044-200-0362
- (2) 配布・提出期間
令和3年11月25日(木)～令和3年12月2日(木)
(ただし、土曜日、日曜日を除く)
午前9時00分～午後5時00分
(ただし、正午～午後1時を除く)
- (3) 提出書類
ア 入札参加申込書
イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し
※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。
- (4) 提出方法
持参
入札参加申込書等は、上記(1)の場所で配布してい

ます。また川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」から入札参加申込書をダウンロードすることができます。

4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

- (1) 閲覧場所 3(1)と同じ
- (2) 閲覧期間 3(2)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(2)の期間に3(1)の場所で配布します。

6 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和3年12月7日(火)までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

7 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

(2) 質問書の受付期間

令和3年12月7日(火)～令和3年12月13日(月)
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(2)の期間に3(1)の場所で配布します。

(4) 質問書の提出方法

電子メール又は、ファックスによります。

ア メールアドレス：88seibi@city.kawasaki.jp

イ ファックス：044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(1)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答期日

令和3年12月16日(木)まで

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和3・4年度川崎市競争

入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはファックスで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

9 入札手続等

(1) 入札金額・方法等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。入札金額は、税抜の単価で行います。

(2) 入札・開札の日時

令和3年12月23日(木) 午前10時

(3) 入札・開札の場所

川崎市川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎4階第3会議室

(4) 入札書の提出方法

持参(持参以外は、無効とします。)

(5) 入札保証金

免除

10 落札者の決定

(1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を総額で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(2) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

11 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

12 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限りします。

(3) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第1056号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市立学校固定電話通信サービス契約

(2) 業務内容

固定電話通信サービスの提供

(3) 契約期間

令和4年1月4日から令和7年2月28日まで

(4) 履行場所

川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校

別紙1「対象電話回線一覧」のとおり

(5) 入札方法

この入札は、固定電話通信サービス見積書における各合計欄(基本料金及び通話料金)の総価により行います。ただし、契約は単価によるものとします。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 固定電話通信サービスの提供について、電気通信事業法(昭和59年12月25日法律第86号)第9条の規定による登録を受けた者であること。

(2) 令和3年11月25日から開札日までの間のいずれの日においても、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する一般競争入札参加停止及び川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止が行われていないこと。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿又は令和3・4年度川崎市請負・物件の供給等有資格業者名簿のうちいずれかに登録されている者。

(4) 固定電話通信サービスの提供について、仕様書の内容を十分に理解した上で遵守できること。また、契約期間中は安定的かつ確実に固定電話通信サービ

スを提供することができる者であること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル3階
川崎市教育委員会事務局 総務部学事課
学校会計担当
電話 044-200-3285

(2) 配布及び提出期間

令和3年11月25日(木)～12月3日(金)
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

(3) 提出方法

持参に限ります。一般競争入札参加申込書及び入札説明書は(1)の場所でも配布します。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、一般競争入札参加申込書に記載された電子メールアドレスに令和3年12月8日(水)までに送付します。なお、電子メールによりがたい場合は、FAXにて送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 問合せ場所

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ受付期間

令和3年12月8日(水)～12月10日(金)
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

(3) 問合せ方法

「質問書」の様式に必要事項を記入し、持参、電子メール又はFAXにて教育委員会事務局総務部学事課学校会計担当に提出してください。

E-mail : 88gaku@city.kawasaki.jp

FAX : 044-200-3950

(電子メール又はFAXにて「質問書」を送信した際は、その旨を教育委員会事務局総務部学事課学校会計担当までお電話でもお知らせください。
電 話 : 044-200-3285)

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和3年12月16日(木)までに、競争参加者全てに電子メールにて送付します。なお、電子メールによりがたい場合は、FAXにて送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める競争入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札日時

令和3年12月23日(木) 午前10時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 第1会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時

(1)アに同じ。

(4) 開札の場所

(1)イに同じ。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 前払金

不可とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を

変更又は解除することができるものとします。

- (4) 当該契約の解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (5) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (6) その他問合せ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告第1057号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 堤根処理センター排水処理ろ過器点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区堤根52番地
- (3) 履行期間 契約日から令和4年3月22日(火)まで
- (4) 業務概要 排水処理ろ過器の点検整備業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登載されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、排水処理ろ過器点検整備業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (5) 業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託しないこと。ただし、一部を再委託する場合は、3(4)イに示す書類を提出すること。

3 競争入札参加申込書等の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び2(4)(5)に関する書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区堤根52番地
堤根処理センター4階事務所
堤根処理センター技術係
担当 名雪、佐藤、眞鍋
電話 044-541-2047(代表)

※ 競争入札参加申込書及びその他提出書類については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和3年11月25日(木)から令和3年12月1日(水)9時から17時まで(日曜日及び12時から13時の間は除く。)

- (3) 提出方法 持参又は郵送。ただし、郵送の場合は申込書の提出締切日までに届くこととし、不備がないこと。

(4) 提出書類

ア 上記2(4)の契約実績を確認できる契約書等の写し

イ 上記2(5)の再委託確認書(業務の一部を再委託する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和3年12月9日(木)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和3年12月9日(木)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和3年12月9日(木)から令和3年12月14日(火)9時から17時まで(日曜日及び12時から13時の間は除く。)

(2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30tutumi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-533-4611

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和3年12月16日(木)に文書

(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて

行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時 令和3年12月24日(金)
11時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区堤根52番地
堤根処理センター5階大会議
室
- (4) 入札書の提出方法 持参
(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定
に基づいて作成した予定価格
の範囲内で、最低の価格をも
って有効な入札を行った者を
落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ち
に再入札を行います。(開札
に立ち会わない者は、再入札
に参加の意思がないものとみ
なします。)
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で
無効と定める入札は、これを
無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競
争入札参加者心得等は、入
札情報かわさきの「契約関
係規定」から閲覧できます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じで
す。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1058号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市北部児童相談所電気需給契約
- (2) 納入場所 川崎市北部児童相談所
(川崎市多摩区生田7丁目16-2)
- (3) 納入期間 令和4年4月1日から令和5年3月31

日まで

- (4) 調達概要 上記の納入場所及び納入期間内におけ
る電力の調達(※)

ア. 従量電灯調達見込数量 22,014キロワット時

イ. 低圧電力調達見込数量 21,202キロワット時

※ 令和4年度内に増築工事を計画しており、高圧
引き込みに切り替わる予定です

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ
て満たしていなければなりません。

- (1) 1の(2)の場所を含む区域における電力の供給につ
いて、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」
という。)第3条に基づき一般送配電事業の許可を
得ている者又は法第27条の13に基づき特定送配電事
業の届出を行っている者であること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等
有資格業者名簿の業種「その他物品販売」、種目「電
気供給」に登録されていること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
- (5) 供給する電力の品質及び数量について、仕様書の
内容を遵守し確実に納入するとともに、本市の求め
に応じて、アフターサービスを速やかに提供できる
こと。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月
1日制定。以下「要綱」という。)第4条第2項の
基準におけるA又はBランクに格付けされる者であ
ること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加
の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市北部児童相談所

(川崎市多摩区生田7丁目16-2)

〒214-0038 電話番号044(931)4300

(2) 配布・提出期間

令和3年11月25日(木)から12月2日(木)まで
の午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午か
ら午後1時を除く)とし、土曜日及び日曜日を除き
ます。

(3) 提出書類

ア. 競争入札参加申込書(兼誓約書)

イ. 法に定める一般送配電事業又は特定送配電事業
者であることを挙証する書面の写し

ウ. 要綱に基づく通知書(電気事業者用)の写し

提出した書類に関して説明を求められた場合に

は、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留又はレターパックプラスによること）

(5) 仕様書の公開及び交付

令和3年11月25日（木）午前10時から、本所が公開するホームページで公表する予定です。当ホームページは、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」のトップページ「お知らせ」欄にリンクを掲載する予定です。

競争入札参加申込書を郵送で提出した者が希望する場合は、同書に記載のメールアドレスあて、電子メールで仕様書を交付します。競争入札参加申込書を持参した者には、その場で交付します。

4 競争入札参加資格確認通知書及び質問書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3年12月6日（月）までに、競争入札参加資格確認結果通知書及び質問書を競争入札参加申込書に記載のメールアドレスあてに電子メールで交付します。競争入札参加資格確認通知書は公印省略とします。

5 仕様書に関する質問・回答等

(1) 質問

次により仕様書の内容に関して質問することができます。仕様書以外に関する質問は受け付けません。また、入札参加者以外からの質問には回答いたしません。

ア．質問書の提出期間

令和3年12月6日（月）から12月10日（金）正午まで

イ．質問書の提出方法

電子メールによる提出とし、送付先は次のメールアドレスとします。

45hokuzi@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア．回答日

令和3年12月13日（月）

イ．回答方法

入札に参加する予定の全ての者に対し、期限日までに提出のあった質問に係る回答書（以下「質問回答書」という。）を配布します。質問回答書は競争入札参加申込書に記載のメールアドレスあて電子メールで配布します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) この公告に定める参加資格条件を満たさなくなったとき。

- (2) 提出書類において虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続き等

(1) 入札方法

入札金額は予定使用電力量に対する総価（消費税及び地方消費税を含まない。）で行います。また、金額の算定にあたっては、次の項目を考慮した上で算出してください。

ア．契約電力の基本料金単価及び電力量料金単価を基に総価を算出してください。なお、基にした単価により契約を締結するものとします。

イ．入札金額の積算に力率の要素を加味する場合、指定のある場合を除き、その力率は100パーセントとします。

ウ．燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとします。

(2) 入札書の提出方法

持参

(3) 入札書提出日時・場所

令和3年12月16日（木）午後1時30分

川崎市北部児童相談所

（川崎市多摩区生田7丁目16-2）

(4) 入札保証金 免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、無効とします。

8 契約手続き等

- (1) 契約保証金 免除

- (2) 前払い金 無

- (3) 契約書作成の要否 要

- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

9 その他

- (1) 事情により入札を延期又はとりやめる場合があります。

- (2) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

- (3) 関連情報を入手するための照会窓口はこの公告の3の(1)に同じです。

- (4) 本件落札決定の効果は、令和4年第1回川崎市議

会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第1059号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

わくわくプラザ建築物及び建築設備定期点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市内のわくわくプラザ46か所（別紙「対象施設一覧」のとおり）

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要

わくわくプラザ46施設（校舎外設置・延床面積200㎡超）について、建築基準法第12条第2項の規定に基づく建築物の定期点検及び同法第12条第4項の規定に基づく建築設備等の定期点検を実施するもの。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に登載されていること。

(3) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。

(5) 一級建築士、二級建築士又は特定建築物調査員資格者証（建築物の点検）、建築設備等検査員資格者証（建築設備等の点検）の交付を受けている者を有すること。

(6) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格を証する書類を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎14階

こども未来局青少年支援室

電 話 044-200-1988（直通）

F A X 044-200-3931

E-mail 45sien@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年11月25日（木）から令和3年12月2日（木）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします（土曜日、日曜日、国民の祝日等の本市閉庁日を除く）。

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市の公式ウェブサイト「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年12月6日（月）午後1時から午後5時まで。ただし、業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで送付します

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様書等に関する問合せ

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年12月6日（月）から令和3年12月13日（月）午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

E-mail 45sien@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

令和3年12月16日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者に電子メールにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問には回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年12月23日(木)午後1時

イ 入札場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎13階 こども未来局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市の公式ウェブサイト「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 事情により入札を延期し、又は取りやめる場合があります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(4) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市の公式ウェブサイト「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

対象施設一覧

基準日

R3.4.1

No	区	施設名称	構造概要		建築年月	延床面積	建築面積	建築年月	築年数
1	川崎	宮前小学校わくわくプラザ	木造	2階	平成23年3月	217.79㎡		2011/3/17	10
2		京町小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成14年3月	228.26㎡		2002/3/8	19
3		向小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成15年3月	231.32㎡	122.89㎡	2003/3/1	18
4		大師小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成15年3月	231.68㎡	142.26㎡	2003/3/1	18
5		川中島小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成22年3月	218.15㎡		2010/3/24	11
6		渡田小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成15年3月	201.90㎡	141.78㎡	2003/3/1	18
7		東小田小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成15年3月	221.76㎡	121.95㎡	2003/3/1	18
8		大島小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成21年3月	227.06㎡		2009/3/23	12
9		東大島小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成15年3月	235.16㎡	128.65㎡	2003/3/1	18
10	幸	西御幸小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成21年3月	221.76㎡		2009/3/24	12
11		下平間小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成19年9月	204.54㎡		2007/9/21	13
12		古川小学校わくわくプラザ	木造	2階	平成30年3月	264.00㎡	143.26㎡	2018/2/28	3
13		東小倉小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成22年3月	221.76㎡		2010/3/23	11
14	中原	今井小学校わくわくプラザ	木造	2階	平成24年3月	219.50㎡	115.67㎡	2012/3/27	9
15		上丸子小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成23年3月	228.22㎡		2011/3/18	10
16		西丸子小学校わくわくプラザ	木造	2階	平成24年3月	239.38㎡	125.61㎡	2012/3/28	9
17		住吉小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成21年3月	216.14㎡		2009/3/27	12
18		下小田中小学校わくわくプラザ	木造	2階	令和1年12月	264.85㎡	147.74㎡	2020/3/27	1
19		下沼部小学校わくわくプラザ①	プレハブ	2階	平成20年3月	201.74㎡		2008/3/28	13
20		荻宿小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成15年3月	254.06㎡	137.12㎡	2003/3/1	18
21		木月小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成12年9月	225.24㎡	125.37㎡	2000/9/30	20
22		新城小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成15年3月	221.76㎡	119.97㎡	2003/3/1	18
23		宮内小学校わくわくプラザ	鉄骨	2階	平成15年3月	226.86㎡	122.01㎡	2003/3/1	18
24		中原小学校わくわくプラザ	木造	1階	平成24年3月	211.71㎡	221.71㎡	2012/3/28	9
25	高津	上作延小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成15年3月	230.44㎡	124.31㎡	2003/3/1	18
26		南原小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成14年3月	268.82㎡		2002/3/8	19
27		久地小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成15年3月	226.86㎡	123.92㎡	2003/3/1	18
28		坂戸小学校わくわくプラザ	木造	2階	平成26年1月	228.49㎡	149.93㎡	2014/1/27	7
29		久本小学校わくわくプラザ	木造	2階	平成25年6月	259.85㎡	136.41㎡	2013/6/26	7
30		東高津小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成18年3月	213.84㎡		2006/3/17	15
31		新作小学校わくわくプラザ	木造	2階	平成25年3月	226.46㎡	121.15㎡	2013/3/26	8
32	宮前	野川小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成11年3月	202.66㎡		1999/3/12	22
33		宮前平小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成10年3月	233.48㎡		1998/3/20	23
34		槐原小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成15年3月	215.28㎡	116.89㎡	2003/3/1	18
35		大蔵小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成20年3月	201.74㎡		2008/3/28	13
36	多摩	稲田小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成22年3月	227.96㎡		2010/3/24	11
37		南生田小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成15年3月	228.40㎡	134.30㎡	2003/3/1	18
38		三田小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成22年3月	222.87㎡		2010/3/25	11
39		菅小学校わくわくプラザ	木造	2階	平成27年3月	257.75㎡	138.50㎡	2015/3/25	6
40		下布田小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成12年3月	300.60㎡	235.61㎡	2000/3/14	21
41		宿河原小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成15年3月	214.52㎡	117.79㎡	2003/3/1	18
42		登戸小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成21年3月	235.14㎡		2009/3/27	12
43	麻生	長沢小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成15年3月	249.76㎡	154.90㎡	2003/3/1	18
44		千代ヶ丘小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成21年3月	201.88㎡		2009/3/24	12
45		栗木台小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成19年10月	228.66㎡		2007/10/5	13
46		岡上小学校わくわくプラザ	プレハブ	2階	平成15年3月	221.36㎡	129.55㎡	2003/3/1	18

川崎市公告第1060号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 幸スポーツセンター天井改修その他実
施設業務委託
- (2) 履行場所 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地3
- (3) 履行期間 令和4年7月29日限り
- (4) 委託概要 天井改修その他設計業務委託

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 令和3・4年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。
- (5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理（主任）技術者として配置できること。

・建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後10年以上の実務経験を有する者。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届（技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。）を提出しなければなりません。

(1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

（明治安田生命川崎ビル8階）

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2966

（一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」（<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

(2) 配布、提出期間

令和3年11月25日（木）から令和3年12月2日（木）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

(1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

(2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出

するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

(1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地

（明治安田生命川崎ビル9階）

まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当

電話：044-200-2977

(2) 受付期間

令和3年12月10日（金）から令和3年12月14日（火）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。（川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」（<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、令和3年12月17日（金）までに文書（電子メール又はFAX）で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年1月11日（火）午前10時00分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町2番地31

J Aセレスみなみビル3階会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入

札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 要
- (2) 前払金 有
- (3) 契約書の作成 要

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。
- (4) 当該落札決定の効果は、令和3年第4回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第1061号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名
公立保育所等建築設備定期点検業務委託
- (2) 履行場所
川崎市内公立保育園 19カ園
地域子育て支援センター 5カ所
- (3) 履行期間
契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 業務概要

(ア) 受注者は有資格者（一級・二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者）を派遣して、建築設備の点検を行うこと。
契約締結後、受注者は点検に関する資格を証明する書類（写しも可）を発注者に提出すること。

(イ) 建築設備等の定期点検は、有資格者により、主に安全面、防災面、衛生面について慎重かつ遺漏のないように行う。

(ウ) 建築設備の点検事項・項目・基準については、「建築設備定期検査業務基準書財団法人日本建築設備・昇降機センター」に基づき、建築基準法等関係法令によって実施するものとする。

(エ) 定期点検は、外観点検及び性能検査を行う。
外観点検は建築設備等の保守状況、錆・腐食・汚れ・水漏れ等を目視により調査する。性能点検は建築設備等を作動させ、その機能が発揮されているかを点検する。

(5) 作業上の注意

(ア) 受託者は、業務実施に当たり、関係法令を遵守のうえ、公立保育所の業務に支障がないよう、実施すること。

(イ) 業務遂行上、生じた損害については受託者の責任とする。

(ウ) 受託者は、業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

(エ) この仕様書に定めがない事項、また、この仕様書に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者及び受託者の双方が協議して定めるものとする。

(オ) 作業時間については、保育園長の指示により決定すること。

(6) 提出書類

(ア) 業務完了届

(イ) 報告書

報告書は次に掲げるもので構成しA4ファイルで1部提出する。また、電子データをCD-R等の媒体で1部提出する。

ア 定期点検結果報告書（建築設備）

イ 関係写真（指摘事項箇所）

ウ 技術的助言・要修繕箇所等

2 実施回数及び履行期限

(1) 各施設…1回

契約締結日～令和4年3月31日まで

3 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に đăng載されていること。

(3) 令和3・4年度業務委託有資格者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 平成26年度以降で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

4 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、契約実績を証する契約書の写しを提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

〔住所等〕 川崎市川崎区宮本町1番地川崎市役所第3庁舎14階

〔担当課〕 こども未来局保育事業部運営管理課

電 話 044-200-2661 (直通)

F A X 044-200-3933

E-mail 45uneika@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年11月25日(木)から12月1日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土日祝日を除く)

(3) 提出方法

持参

5 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、4(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、4(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年12月6日(月)午前9時から午後5時まで

で

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

4(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

7 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

4(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年12月6日(月)から12月8日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 45uneika@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3933

(5) 回答方法

令和3年12月15日(水)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

8 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、単価で行います。

イ その他、入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年12月20日(月)午前9時30分

イ 入札場所

川崎市川崎区宮本町1番地川崎市役所第3庁舎13階 こども未来局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

10 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び4(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「4(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1062号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名 令和3年度川崎市内公立保育所等園庭遊具保守点検業務委託

(2) 履行場所 川崎市内公立保育園 21カ園
地域子育て支援センター 5カ所

(3) 履行期限 契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要 公立保育所21園及び地域子育て支援センター5カ所の園庭遊具の保守点検

(詳細は業務委託仕様書による)

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で掲載されている者。

(4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(5) 官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。

(6) 平成26年度以降で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 入札参加申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎14階

こども未来局保育事業部運営管理課

電 話：044-200-2660（直通）

FAX：044-200-3933

E-mail 45uneika@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和3年11月25日（木）から令和3年12月1日（水）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）
午前8時30分～午後5時

（ただし、正午～午後1時を除く）

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申請書

イ 上記2(6)を証明する契約書等の写し

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申請書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申請申込締切日後3日以内に送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所にお

いて、3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配布・提出期間

令和3年12月3日から令和3年12月8日まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分～午後5時
(ただし、正午～午後1時を除く)

ウ 提出方法

持参、電子メール又はFAXによります。
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所第3庁舎14階
こども未来局保育事業部運営管理課
電 話：044-200-2660 (直通)
FAX：044-200-3933

(2) 回答

ア 回答日

令和3年12月9日

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

ア 入札書の提出日時

令和3年12月13日(月) 午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市役所第3庁舎15階第3会議室

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時・場所 8(1)ア及びビに同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第1063号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

日本民家園 支障樹木等管理業務委託(令和3年度)

(2) 履行場所

川崎市多摩区枳形7-1-1

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月31日

(4) 委託概要

日本民家園内樹木の管理

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

2条の規定に該当しないこと。

- (2) 入札期日において、令和3・4年度「業務委託有資格業者名簿」に業種「樹木管理」に登載され、かつ所在区分「市内かつ中小企業」であること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 公園緑地の造園工事等の現場において主任技術者となることができる『造園施工管理技士』の資格をもつ社員を有する業者。

- (5) 本市において過去5年間に類似業務（生田緑地内における樹木管理業務※）の契約実績を有すること。

※生田緑地内での樹木管理業務経験を条件とする理由

- ・緑地内利用者通路と、民家園内への作業車両通路が同一であるため、緑地内状況を熟知していなくては、安全面への配慮が難しいため。また、市民団体が活動しており、緑地・民家園内の動植物に対する配慮を求められているため。
- ・作業場所は、緑地と密接しており、急傾斜地が占めている。そのため、重機等の設置ができない状況に対応した作業経験を必要とするため。
- ・緑地内は、建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所が全体を統括しており、民家園内作業であっても作業内容や車両の把握など常に連携・情報共有が求められる。緑地内作業経験は整備事務所への対応等を行う上でも欠かせないため。

3 一般競争参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書配付及び提出場所

川崎市多摩区柵形7-1-1 日本民家園
本館1階 券売受付
電話 044-922-2181

(2) 配付及び提出期間

令和3年11月25日（木）から令和3年12月2日（木）までの下記の時間
午前9時30分～午後4時30分
（休園日の月曜日を除く。）

(3) 提出書類

- ・一般競争入札参加資格確認申請書
- ・上記に記載の類似契約実績を証明する書類（契約書の写し）。

(4) 提出方法

持参に限ります。

4 一般競争入札参加確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、川崎市競争入札参加資格審査申請書記載の電子メールアドレスへ令和3年12月8日（水）までに送付します。

5 仕様・入札に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ期間

令和3年12月8日（水）から令和3年12月13日（月）午後5時まで

(2) 問い合わせ方法

所定の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、FAX 044-934-8652へ送信ください。

(3) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和3年12月17日（金）午後5時までに、参加全社へ、電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので、入札当日に必ず持参してください。

イ 代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行います。郵送は認めません。

エ 入札金額は、委託料の金額（税抜き）を入札書に記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和3年12月24日（金）午後2時

イ 入札場所 日本民家園 原家住宅2階

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲以内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川

崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)場所及び川崎市のホームページ「入

札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告第1064号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月26日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名 PCR検査キットの調達
	履 行 場 所 川崎市役所第3庁舎他7か所
	履 行 期 間 令和4年1月31日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「薬品」種目「検査試薬」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 平成23年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (5) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2092
入札日時等	令和3年12月22日11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1065号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和3年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

築 造 主 住所・氏名	東京都千代田区丸の内2-4-1 株式会社オープンハウス・ディベロップ メント 代表取締役 福岡良介		
道路位置の 地名・地番	川崎市高津区千年字前田耕地12番1の一部 別図省略		
幅 員	4.51メートル	延 長	8.34メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第209号		指 定 年月日	令和3年 11月29日

川崎市公告第1066号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年11月30日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区南野川2丁目2636番47
の一部
1,055平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区土橋2丁目6番地17
株式会社成建
代表取締役 常盤 孝一
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：6戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和3年5月10日
川崎市指令 ま宅審（イ）第12号

公 告（ 調 達 ）**川崎市公告（調達）第368号****入 札 公 告**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月10日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件 名 川崎市総合教育センター塚越相談室他
計5施設で使用する電力の供給に関する契約
 - (2) 履行場所 川崎市総合教育センター塚越相談室他

計5施設

- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 概 要 上記期間内における単価納入契約の締結
調達見込数量 約83,000キロワット時
- 2 一般競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - (1) 履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、小売電気事業を営もうとする者として経済産業大臣の登録を受けていること。
 - (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) 入札期日において、令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に登載されていること。
 - (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
 - (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱（平成20年10月1日制定）第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。
- 3 競争入札参加申込書の配付及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
 - (1) 配付・提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 1F 総務室
電話 044-844-3600
 - (2) 配付・提出期間
令和3年12月10日（金）から令和3年12月17日（金）までの下記の時間
午前9時～正午及び午後1時～午後5時
（土曜日、日曜日を除く。）
 - (3) 提出方法
持参に限ります。
- 4 入札説明書の交付
3により、競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。
また、入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間に縦覧に供します。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
競争入札参加申込書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和3年12月22日(水)午後1時～午後5時

ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登録した際にメールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

6 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所 3(1)と同じ。

(2) 問い合わせ期間

令和3年12月23日(木)から令和4年1月6日(木)までの下記の時間

午前9時～正午及び午後1時～午後5時(土曜日、日曜日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。

質問書を送付した際は、併せて3(1)まで電話連絡してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和4年1月14日(金)までに、参加全社あてに、FAXまたは電子メールにて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

持参による入札とします。

入札金額は予定使用電力量に対する総価(消費税及び地方消費税を含まない)で行います。ただし、契約は単価によるものとします。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 入札書の提出日時

令和4年1月25日(火)午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第4研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

(3) 入札保証金 免除

(4) 開札の日時 8(2)アに同じ

(5) 開札の場所 8(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(5) 当該落札決定の効果は、令和4年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第369号

入 札 公 告

令和3年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 リハビリテーション福祉センター体育館機械警備業務委託

(2) 履行場所 リハビリテーション福祉センター体育館(川崎市中原区井田3丁目16番1号)

(3) 履行期限 令和4年3月1日から令和9年2月28日まで

(4) 概 要 リハビリテーション福祉センター体育

館の機械警備業務を行う。

詳細は仕様書による。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「警備」・種目「機械警備」で登録されている者
- (4) 過去に本市又は他官公庁(日本国内)において類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有し、かつこの業務委託について確実に履行できること。

3 一般競争入札参加申込書等の配布、提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込をしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒211-0035 川崎市中原区井田3丁目16番1号
川崎市中部リハビリテーションセンター2階
健康福祉局総合リハビリテーション推進センター
中部地域支援室 担当：前田
電話番号 044-750-0686
FAX 044-750-0671
電子メール 40rityubu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年12月10日(金)から12月16日(木)までの次の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び休日は除きます。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 類似契約の契約書等の写し

※ 件名・契約相手・契約額がわかる部分のみで結構です。

(4) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、一般競争入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合

は、令和3年12月20日(月)までに一般競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書を送付します。

(2) 交付日時

令和3年12月20日(月)午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

5 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じ

(2) 質問受付期間

一般競争入札参加資格確認通知到達時から令和3年12月24日(金)午後4時まで

(3) 質問の方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

また質問受付方法は電子メール又はFAXに限りです。

※ 「質問書」送付後、送付した旨を3(1)の担当宛て連絡してください。

電子メール 40rityubu@city.kawasaki.jp

FAX 044-750-0671

(4) 回答方法

令和3年12月28日(火)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールまたはFAXで送付します。なお、一般競争入札参加資格通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答できません。

6 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年1月19日(水)午後2時

イ 入札場所

川崎市中原区井田3丁目16番1号

川崎市中部リハビリテーションセンター2階

共用会議室1・2

- (3) 入札保証金
免除

- (4) 入札金額

ア 入札は総価で行います。

イ 履行期間の総額(税抜き)を入札金額とします。
契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。また、入札金額には契約期間内の業務履行に必要な一切の費用を含めて見積もるものとし、月額委託料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60か月)で乗じる方法で見積してください。

- (5) 開札の日時 8(2)アと同じ

- (6) 開札の場所 8(2)イと同じ

- (7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (8) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

10 契約の手続き等

- (1) 契約保証金

免除とします。

- (2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

- (2) 内訳・履行場所・売却及び購入電力見込数量

	内 訳	履行場所	売却見込数量 (kWh)	購入電力見込数量 (kWh)
(1)	浮島処理センターで発生する余剰電力の売却及び使用する電力の供給(非FIT非化石価値については、売却見込数全量を換算)	川崎区浮島町509番1号	26,766,300	1,017,600
(2)	王禅寺処理センターで発生する余剰電力の売却及び使用する電力の供給(非FIT非化石価値については、売却見込数全量を換算)	麻生区王禅寺1285番地	18,142,500	281,600
(3)	堤根処理センターで使用する電力の供給	川崎区堤根52番地	—	1,131,700
(4)	南部リサイクルセンターで使用する電力の供給	川崎区夜光3丁目1-3	—	304,100
(5)	加瀬クリーンセンターで使用する電力の供給	幸区南加瀬4丁目40番23号	—	278,900
(6)	入江崎クリーンセンターで使用する電力の供給	川崎区塩浜3丁目14-1	—	125,300
(7)	浮島埋立事業所で使用する電力の供給	川崎区浮島町523番地1	—	251,200

- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ内「入札情報かわさき」の契約関係規定において閲覧することができます。

- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

11 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。なお、入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。

- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

- (4) 消費税法改正等により消費税率が変更となった場合には、必要に応じて、税率が変更される施行の時期から金額変更に伴う変更契約を行うこととします。

- (5) 関連情報の問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第370号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

浮島処理センターと王禅寺処理センターで発生する余剰電力の売却及び浮島処理センターほか12施設で使用する電力の供給の一括契約

(8)	堤根処理センター資源化処理施設で使用する電力の供給	幸区柳町74番地 3	—	8,000
(9)	橘リサイクルコミュニティセンターで使用する電力の供給	高津区新作 1 丁目20番 3 号	—	39,700
(10)	川崎生活環境事業所ほか 3 事業所で使用する電力の供給	川崎区塩浜 4 丁目11番 9 号 ほか	—	640,800

(3) 履行期間

令和4年4月1日0時から令和5年3月31日24時まで

(4) 調達概要

上記期間内における各施設で発生及び使用する電力の売買一括契約（単価契約）の締結

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 1(2)の履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、小売電気事業を営もうとする者として経済産業大臣に登録し、事業を開始していること。

(2) 令和3・4年度「川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に搭載されており、かつ、川崎市環境配慮入札電力実施要綱第4条第2項の規定に基づき、A又はBのランクに格付けされていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に搭載のない者も含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和3年12月28日までに行ってください。

(3) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 仕様書等の閲覧及び競争参加申込書の配布、提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

(1) 仕様書等の閲覧及び競争参加申込書の配布、提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区東田町 5 番地 4
川崎市環境局施設部処理計画課
(川崎市役所第3庁舎16階)
電話 044-200-2587

(2) 仕様書等の閲覧及び競争参加申込書の配布、提出期間

令和3年12月10日（金）から令和3年12月28日（火）の9時から17時まで（12時から13時、土曜日、

日曜日除く。）

(3) 提出方法

持参（持参以外は無効）

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めたものには、入札説明書及び仕様書を交付します。

なお、「川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次により交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和4年1月7日（金）9時から17時まで
（12時から13時までは除く。）

5 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

6 入札の手続等

(1) 入札方法

一括契約となりますので、売電料金から全施設の使用電力料金を差し引いた総額を記入し、入札してください。もし、購入電力料金が売電料金よりも大きい場合は金額にマイナスを記入し、入札してください。

なお、各施設で購入する電力量の単価は、各施設毎に決定するものとします。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 入札書の提出日時

令和4年2月2日（水）11時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区東田町 5 番地 4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送については、令和4年1月31日(月)必着とする。有効札の最高価格が同額の場合は、後日くじ引きを行い、落札者を決定するため、最高価格の入札を行った者は出席すること。

- (4) 入札保証金
免除

- (5) 開札の日時・場所
6(2)と同じ

- (6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて決定した予定価格以上の価格で、かつ最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

- (7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

7 契約の手続等

- (1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の総額10パーセントを納付しなければなりません。

- (2) 契約書の作成
要

- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)で閲覧できます。

又は川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」から閲覧できます。(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

8 その他

- (1) 詳細は入札説明書によります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じ
- (4) 当該落札決定の効果は、令和4年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

9 Summary

- (1) Subject:

Package Deal Contract Concerning the Sale of Surplus Electricity Generated at Ukishima Waste Disposal Center and Ouzenzi Waste Disposal Center as well as the Provision of Electricity for Ukishima Waste Disposal Center and 12 Other Facilities

- (2) Time-limit for tender:

11:00 am on February 2, 2022 (Wednesday)

- (3) Point of Contact for the Notice:

Treatment Planning Section

Environmental Facilities Department

Environmental Protection Bureau

City of Kawasaki

5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

Tel:044-200-2587

川崎市公告(調達)第371号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 災害用外傷セット更新委託
- (2) 履行場所 健康福祉局保健医療政策室等
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (4) 業務の概要 災害時医療救護活動用の災害用外傷セットの更新に関する業務です。
セット内容等の詳細は「入札説明書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「医療関連業務」に登録されていること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号。以下「契約規則」といいます。)第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 過去5年間で、官公庁又は医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の5に定める病院において、類似の業務を受託した実績を有し、かつ、本件業務を確実に履行する能力を有すること。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望するものは、所定の一般競争入札参加資格確認申請書、「2(4)」の契約実績

を証する書類（契約書の写し等業務内容がわかるもの）を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階

川崎市役所健康福祉局保健医療政策室 担当 菅野

電話番号 044-200-0562

FAX 044-200-3934

e-mail 40iryose@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年12月10日（金）から令和3年12月20日（月）までとします。（土日祝日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和3年12月22日（水）

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

5 仕様に関する質問について

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和3年12月24日（金）の午後4時まで

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メールにて送付してください。また、質問をする場合は、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。

(4) 質問に対する回答

令和4年1月5日（水）までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札手続

ア 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。

イ 入札は、総額（税抜き）を入札金額として行います。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の10（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年1月12日（水）午前10時00分

イ 場所 川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階 12D会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、当該価格が著しい低価格であった場合は、落札決定の前に調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

10 その他

- (1) 契約手続に置いて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第372号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市立学校校務用コンピュータ(増加分)機器賃貸借契約(令和4年3月31日導入分)
- (2) 履行場所 川崎市立小学校、中学校
- (3) 履行期間 令和4年3月31日から令和9年3月30日
- (4) 概 要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、令和3・4年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に登録のない者(入札参加業種に登録のない者を含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年12月17日(金)までに行ってください。

- (4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書等配布及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 3階

情報・視聴覚センター

電話 044-844-3712

(2) 配布及び提出期間

令和3年12月10日(金)から令和3年12月24日(金)まで

午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土曜日、日曜日を除く)

(3) 提出方法

持参に限ります。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。なお、一般競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて持参してください。

(「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和4年1月7日(金)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和4年1月7日(金)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ場所

上記3(1)と同じ。

(2) 問合せ期間

令和3年12月10日(金)から令和4年1月14日(金)

午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和4年1月20日(木)までに、競争入札参加資格があると認められた者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

なお、競争入札参加資格があると認められた者以外からの質問には、回答しません。

6 カタログの提出について

競争入札参加資格があると認められた者については、導入予定機種等のカタログを令和4年1月26日(水)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。なお、落札者については、落札決定後、契約書類として機器明細書の提出を求めます。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60ヶ月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心得第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和4年1月31日(月)午前9時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第4研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

令和4年1月28日(金)

郵送による場合は、期日までに到着するように書留郵便等の記録が残る方法で送付してください。なお、入札書を送付したときは、速やかに、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)に同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アに同じ

(4) 開札の場所 8(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者としてします。ただし、

著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、後日再入札を実施します。(詳細につきましては、再入札となることが決定した時点で、対象の入札参加者へお知らせいたします。)

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 支払については、毎月払いとします。

ただし、契約の初月となる令和4年3月分については、月額の31分の1に相当する金額、最終月の令和9年3月分については、月額の31分の30に相当する金額とします。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Lease computers installed in Elementary schools and Junior high schools in Kawasaki City.
- (2) Time-limit for tender:
9:30 A.M 31 Jan 2022
- (3) Time-limit for tender by mail:
28 Jan 2022
- (4) Contact point for the notice
KAWASAKI CITY OFFICE
KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center
6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,
Kanagawa 213-0001, Japan
TEL:044-844-3712

税 公 告

川崎市税公告第194号

次の市税に係る給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月12日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による変更する納期限	件数・備考
令和2年度	給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)			計1件
令和3年度	給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)			計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第195号

差押調査(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月12日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第196号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月12日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和3年度	市民税・県民税(普通徴収)	10月随時分以降	令和3年11月30日 (10月随時分)	計43件
令和3年度 (令和2年度課税分)	市民税・県民税(普通徴収)	10月随時分	令和3年11月30日 (10月随時分)	計6件

(別紙省略)

川崎市税公告第197号

次の市税に係る課税額変更（取消）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月12日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数 ・ 備考
令和 3年度	市民税・県民税 （普通徴収）	第1期 分以降		計1件

（別紙省略）

川崎市税公告第198号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月17日

川崎市長 福田 紀彦

（別紙省略）

川崎市税公告第199号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月18日

川崎市長 福田 紀彦

（別紙省略）

川崎市税公告第200号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市長 福田 紀彦

（別紙省略）

川崎市税公告第201号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市長 福田 紀彦

（別紙省略）

川崎市税公告第202号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市長 福田 紀彦

（別紙省略）

上 下 水 道 局 規 程**川崎市上下水道局規程第38号**

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年11月30日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び
勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正
する規程

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程（昭和38年川崎市水道局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第55号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和3年11月26日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

- 1 指 定 番 号 第1820号
氏名又は名称 株式会社キンライサー
住 所 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
代表者氏名 森 崇伸
指 定 年 月 日 令和3年12月1日
有 効 期 限 令和8年11月30日
- 2 指 定 番 号 第1821号
氏名又は名称 有限会社一空調
住 所 横浜市神奈川区白幡上町45番15号
代表者氏名 松尾 堅一
指 定 年 月 日 令和3年12月1日
有 効 期 限 令和8年11月30日
- 3 指 定 番 号 第1822号
氏名又は名称 株式会社神東
住 所 横浜市港南区野庭町2134番地3
代表者氏名 山田 裕二
指 定 年 月 日 令和3年12月1日
有 効 期 限 令和8年11月30日
- 4 指 定 番 号 第1823号
氏名又は名称 都厨房株式会社
住 所 横浜市西区戸部本町15番12号
代表者氏名 鈴木 貴
指 定 年 月 日 令和3年12月1日
有 効 期 限 令和8年11月30日
- 5 指 定 番 号 第1824号
氏名又は名称 エコプロ設計
住 所 東京都大田区中央五丁目17番5号
代表者氏名 保坂 直人
指 定 年 月 日 令和3年12月1日
有 効 期 限 令和8年11月30日

川崎市上下水道局告示第56号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和3年11月26日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

- 1 指 定 番 号 第1331号
氏名又は名称 パナソニックコンシューマーマーケ
ティング株式会社
住 所 大阪市中央区城見二丁目1番61号
代 表 者 氏 名 宮地 晋治
廃 止 年 月 日 令和3年10月1日

川崎市上下水道局告示第57号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和3年11月26日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

- 1 指 定 番 号 第135号
氏名又は名称 有限会社荻野設備工業
住 所 川崎市宮前区菅生三丁目34番8号
代 表 者 氏 名 (新) 荻野 守
(旧) 荻野 三郎
変 更 年 月 日 令和3年10月1日
- 2 指 定 番 号 第159号
氏名又は名称 有限会社小林設備工業
住 所 川崎市多摩区堰二丁目11番43号
代 表 者 氏 名 (新) 小林 誠一
(旧) 小林 郁久
変 更 年 月 日 令和3年7月3日
- 3 指 定 番 号 第601号
氏名又は名称 トウネンキ株式会社
住 所 (新) 東京都府中市新町一丁目30番
地13
(旧) 東京都府中市天神町三丁目11
番地
代 表 者 氏 名 森本 光輝
変 更 年 月 日 令和3年9月1日

- 4 指 定 番 号 第739号
氏名又は名称 株式会社第三設備
住 所 (新) 神奈川県厚木市長谷358番地
2
(旧) 神奈川県厚木市水引二丁目12
番18号
代表者氏名 佐伯 泰信
変更年月日 令和3年11月1日
- 5 指 定 番 号 第853号
氏名又は名称 有限会社山下設備工業
住 所 東京都稲城市百村81番地の4
代表者氏名 (新) 山下 誠二
(旧) 山下 一二
変更年月日 平成18年6月1日
- 6 指 定 番 号 第872号
氏名又は名称 有限会社藤設備
住 所 川崎市麻生区下麻生三丁目27番29号
代表者氏名 (新) 佐藤 孝信
(旧) 佐藤 孝二
変更年月日 平成元年12月15日
- 7 指 定 番 号 第878号
氏名又は名称 株式会社富士田・総合設備
住 所 (新) 横浜市保土ヶ谷区西谷二丁目
27番24号
(旧) 横浜市保土ヶ谷区西谷町1285
番地
代表者氏名 富士田 浩
変更年月日 令和2年10月19日
- 8 指 定 番 号 第892号
氏名又は名称 ケイヨー水工株式会社
住 所 (新) 千葉県習志野市大久保二丁目
19番6号
(旧) 千葉県習志野市本大久保一丁
目4番24号
代表者氏名 (新) 鈴木 克

- (旧) 鈴木 文雄
変更年月日 平成22年4月3日
- 9 指 定 番 号 第903号
氏名又は名称 株式会社司工事
住 所 横浜市保土ヶ谷区上菅田町1312番地
代表者氏名 (新) 清田 真弘
(旧) 清田 得司
変更年月日 平成29年12月1日
- 10 指 定 番 号 第1396号
氏名又は名称 都市拡業株式会社
住 所 横浜市南区三春台25番地
代表者氏名 (新) 田尻 晴也
(旧) 田尻 恵保
変更年月日 令和3年10月8日
- 11 指 定 番 号 第1614号
氏名又は名称 株式会社藤美住設
住 所 神奈川県藤沢市西俣野230番地の3
代表者氏名 (新) 西山 美智男
(旧) 西山 陽子
変更年月日 令和3年10月8日
- 12 指 定 番 号 第1633号
氏名又は名称 岩崎設備
住 所 (新) 横浜市磯子区水取沢町150番
地4 14棟402号
(旧) 横浜市磯子区森五丁目23番40
号岩崎荘202号
代表者氏名 岩崎 伸幸
変更年月日 令和元年6月6日

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第94号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月16日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和3年度南部下水管内管きよ清掃委託その3
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内
	履 行 期 間	令和4年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業 者であること。	

参 加 資 格	(5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登録されている者 (6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。 (7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能であること。 (8) 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を専任で配置できること。なお、双方は兼任できるものとします。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和3年12月9日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件2）

競争入札に付する事項	件 名	令和3年度麻生水処理センターほか脱臭設備点検整備業務委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生6-15-1ほか
	履 行 期 間	令和4年3月18日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に登録されている者 (4) 平成18年4月1日以降に、国、地方公共団体又は地方公共法人が発注した下水道施設における脱臭設備点検整備（脱臭剤交換業務を含む）、又は脱臭設備製作・据付（脱臭剤納入を含む）の元請けとしての履行完了実績を有すること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年12月9日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	令和3年度 雨水区画割平面図及び流量計算表作成業務委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区地内
	履 行 期 間	令和4年3月25日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者 (4) 平成18年度以降に、地方公共団体又は地方公共団体が発注した業務委託において、50ha以上の下水道整備計画（基本設計を含む）業務の元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。 (5) 業務責任者及び照査技術者として、技術士（上下水道部門：下水道）又は技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）のいずれかの資格を有する者を配置すること。 なお、業務責任者と照査技術者は兼務することはできません。また、業務責任者及び照査技術者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要です。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年12月9日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	令和3年度入江崎総合スラッジセンター脱臭設備点検整備業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履 行 期 間	令和4年3月18日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に登録されている者 (4) 平成18年4月1日以降に、国、地方公共団体又は地方公共団体が発注した下水道施設における脱臭設備点検整備（脱臭剤交換業務を含む）、又は脱臭設備製作・据付（脱臭剤納入を含む）の元請けとしての履行完了実績を有すること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年12月9日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
-------	--

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	令和3年度 幸区下水幹線実施設計委託第8号
	履 行 場 所	川崎市幸区地内
	履 行 期 間	令和4年11月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目、「下水道部門」で登録されている者 (4) 平成28年度以降に契約した、下水道管路施設における耐震実施設計（レベル1, レベル2）業務を含む、改築・詳細設計（管更生工法）に係わる実施設計業務委託について、元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。また、ア～エは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要。 ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格を有する者 イ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格、技術士（上下水道部門：下水道）の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又はRCCM（下水道部門）のいずれかの資格を有する者 エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年12月9日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	令和3年度 幸区下水幹枝線実施設計委託第9号
	履 行 場 所	川崎市幸区地内
	履 行 期 間	令和4年11月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者	

参 加 資 格	(4) 平成28年度以降に契約した、下水道管路施設における耐震実施設計（レベル1, レベル2）業務を含む、改築・詳細設計（布設替え工法（開削工法）及び更生工法）に係わる実施設計業務委託について、元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イトウは兼務できない。また、ア～エは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要。 ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格を有する者 イ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格、技術士（上下水道部門：下水道）の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又はRC CM（下水道部門）のいずれかの資格を有する者 エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和3年12月9日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第95号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月16日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	諏訪1丁目350mm-100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：高津区諏訪3-1先 至：高津区諏訪3-13-25先 ほかに4件
	履 行 期 間	契約の日から315日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。	

参 加 資 格	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2099
入札日時等	令和3年12月13日 午後1時30分
入札保証金	（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
契約書作成	免
入札の無効	要
そ の 他	本工事は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。 (1) 入札参加者は本工事又は「観音1丁目200mm－100mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 (2) 落札候補者決定は、本工事、「観音1丁目200mm－100mm配水管布設替工事」の順に行います。 (3) 本工事の落札候補者となった者は、「観音1丁目200mm－100mm配水管布設替工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	観音1丁目200mm－100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：川崎区藤崎3－6－8先 至：川崎区観音1－15－11先 ほかに1件
	履 行 期 間	契約の日から335日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。	

参 加 資 格	(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2099
入札日時等	免
入札保証金	要
契約書作成	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本工事は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。 (1) 入札参加者は本工事又は「諏訪1丁目350mm－100mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 (2) 落札候補者決定は、「諏訪1丁目350mm－100mm配水管布設替工事」、本工事の順に行います。 (3) 「諏訪1丁目350mm－100mm配水管布設替工事」の落札候補者となった者は、本工事の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	上丸子山王地区ほか下水枝線第6号工事
	履 行 場 所	川崎市中原区上丸子山王町2丁目、下沼部地内
	履 行 期 間	契約の日から240日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。	

参 加 資 格	ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年12月13日 午後1時30分
入札保証金	（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
契約書作成	免
入札の無効	要
そ の 他	本工事は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。 (1) 入札参加者は本工事又は「諏訪地区ほか下水枝線第4号工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 (2) 落札候補者決定は、本工事、「諏訪地区ほか下水枝線第4号工事」の順に行います。 (3) 本工事の落札候補者となった者は、「諏訪地区ほか下水枝線第4号工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	諏訪地区ほか下水枝線第4号工事
	履 行 場 所	川崎市高津区諏訪2丁目、宇奈根地内ほか
	履 行 期 間	契約の日から320日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年12月13日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本工事は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。 (1) 入札参加者は本工事又は「上丸子山王町地区ほか下水枝線第6号工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 (2) 落札候補者決定は、「上丸子山王町地区ほか下水枝線第6号工事」、本工事の順に行います。	

そ の 他	(3) 「上丸子山王町地区ほか下水枝線第6号工事」の落札候補者となった者は、本工事の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
-------	--

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	港町地区ほか下水枝線第5号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区港町、中原区上丸子山王町2丁目地内
	履 行 期 間	契約の日から150日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年12月13日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	令和3年度入江崎総合スラッジセンター1系N o.2焼却設備用空気圧縮機整備その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月25日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年12月8日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	工業用水道 日本鑄造(株)池上工場ほか3箇所流量計測設備取替工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区池上町2-1(日本鑄造(株)池上工場)ほか3箇所
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

参 加 資 格	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。 契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年12月8日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名	京町ポンプ場N o. 2循環ポンプ整備その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区京町2-23-1
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年12月8日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	工業用水道 日本電気(株) 玉川事業場ほか3箇所流量計測設備取替工事
	履 行 場 所	川崎市中原区下沼部1753(日本電気(株) 玉川事業場)ほか3箇所
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。 契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができません。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年12月8日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第96号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月24日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和3年度 多摩区地質調査委託第1号
	履 行 場 所	川崎市多摩区地内
	履 行 期 間	325日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。	

参 加 資 格	(4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「地質調査」、種目「陸上ボーリング」で登録されている者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和3年12月16日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第97号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月30日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	土橋地区下水枝線第57号工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区土橋1丁目、7丁目地内ほか
	履 行 期 間	契約の日から405日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。	

参 加 資 格	本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年1月7日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	大師町200mm-100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：川崎区川中島1-28-10先 至：川崎区大師町13-6先 ほか2件
	履 行 期 間	契約の日から330日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 (7) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が50点以上であること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (11) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。	

参 加 資 格	本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年1月7日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	川崎駅前雨水貯留管ほかN o.1ポンプ整備その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区日進町23番地先ほか
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和4年1月7日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第98号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月30日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和3年度 川崎区ほか下水枝線実施設計委託第10号
	履 行 場 所	川崎市川崎区、中原区地内
	履 行 期 間	令和4年10月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者 (4) 平成28年度以降に契約した、下水道管路施設における耐震実施設計（レベル1）業務を含む、新設・詳細設計（開削工法）及び改築・詳細設計（布設替え工法）に係わる実施設計業務委託について、元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。また、ア～エは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要。 ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格を有する者 イ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格、技術士（上下水道部門：下水道）の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又はRC CM（下水道部門）のいずれかの資格を有する者 エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年12月21日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	令和3年度 高津区ほか既設管実態調査委託第101号
	履 行 場 所	川崎市高津区、宮前区、中原区地内
	履 行 期 間	令和4年3月25日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「下水管きょテレビカメラ調査」で登録されている者 (4) 平成29年度以降に契約した、既設管実態調査委託の元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。ただし、当該実績を有していない場合には、管径250～750mmの下水道本管内を調査可能な機器を自社で所有し、「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」、「下水道管路管理専門技士（調査）」のいずれかの資格を有する者を配置できること。なお、当資格者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要。	

参 加 資 格	(5) 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者を配置すること。なお、当資格者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和3年12月21日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	第1導水ずい道 黒川急下水路水槽 健全度診断調査業務委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区黒川244（第1導水ずい道 黒川急下水路内）
	履 行 期 間	令和4年5月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」で登録されている者 (4) 業務責任者及び照査技術者として、技術士（上下水道部門：上水道及び工業用水道）又は技術士（総合技術監理部門：上下水道－上水道及び工業用水道）のいずれかの資格を有する者を配置すること。 なお、業務責任者と照査技術者は兼務することはできません。また、業務責任者及び照査技術者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要です。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年12月21日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

上 下 水 道 局 公 告（調 達）

川崎市上下水道局公告（調達）第35号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月10日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和4年度 長沢浄水場 脱水土処理（改良土）委託（単価契約）
- (2) 履行場所
局指定場所
- (3) 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 業務概要

本脱水土処理（改良土）委託は、川崎市上下水道局が管理する長沢浄水場から排出する浄水汚泥の処分を行うものです。

※ 詳細は仕様書によります。

- (5) 本案件は、紙入札案件です。競争入札参加希望者は、競争入札参加申込書を3(2)の期間中に3(1)の場所に書留郵便又は持参により提出してください。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物処分業」に登録されていること。

なお、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されていない者（入札参加業種・種目に登録のない者を含む。）で当該入札に参加を希望する者は、令和3年12月24日までに川崎市財政局資産管理部契約課で所定の様式により、競争入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。

- (4) 産業廃棄物処分業（汚泥）の許可を受けていること。
- (5) 産業廃棄物の処分を行う事業場は、道路交通法第3条に規定する大型自動車が行きける行程で長沢浄水場からの行程距離が30キロメートル以内にあること。
- (6) 平成18年4月1日以降に、国又は地方公共団体等が発注した脱水土処理委託（有効利用改良土）において、元請として年間1,000トン以上の履行完了実績を有すること。
- (7) 脱水土を1日150トン以上かつ1か月1,500トン以上受け入れることが可能であること。

※ 2(4)～(7)に関しましては、10(2)を必ずお読みください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます（川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報（委託）」の「入札公表（上下水道局）」の「入札公表詳細」に掲載）。

※ 「入札情報かわさき」のアドレス：<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

また、インターネットからの取得ができない場合には、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2097

- (2) 期間 令和3年12月10日～令和3年12月24日
（土曜日及び日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

4 競争入札参加申込書等の提出方法及び提出期間

- (1) 競争入札参加申込書等提出方法

競争入札参加申込書を、3(1)の場所に書留郵便又は持参により提出してください。

各書類は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報（委託）」の「入札公表（上下水道局）」の「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。インターネットからの取得ができない場合には、3(1)の場所にて、3(2)の期間に配布します。

- (2) 提出期間

ア 書留郵便により提出する場合

令和3年12月10日～令和3年12月23日 必着

※ 郵送により提出する場合には、必ず書留郵便により送付してください。

イ 持参により提出する場合

令和3年12月10日～令和3年12月24日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

5 見積用設計図書類の取得

本件の設計図書類は電子ファイルのダウンロードにより取得してください。

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報（委託）」内「入札公表（上下水道局）」に掲げる「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用設計図書類」をダウンロードすることができます。インターネットから取得できない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

6 見積用設計図書類に関する質問・回答

- (1) 質問

次により見積用設計図書類の内容に関し、質問することができます。

なお、見積用設計図書類以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書（一般競争入札用）」からダウンロードできます。

インターネットからの取得ができない場合に

は、3(1)の場所で配布します。

イ 質問書の提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体(CD-R/RW)により、3(1)の場所に書留郵便又は持参により、次の期間に提出してください。(どちらか一方の場合は、質問は受付いたしません。)

(2) 提出期間

ア 書留郵便により提出する場合

令和3年12月10日～令和4年1月4日 必着

※ 郵送により提出する場合には、必ず書留郵便により送付してください。

イ 持参により提出する場合

令和3年12月10日～令和4年1月5日

(土曜日及び日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

ただし、最終日は午後3時までとします。

(3) 回答

ア 回答日

令和4年1月14日 午前9時

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、インターネットから閲覧又は取得できない場合には、令和4年1月14日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において質問回答書を交付します。

なお、回答後に再質問は受付をいたしません。

7 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和4年1月14日に確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスに登録していない者には、令和4年1月14日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

なお、この確認通知は申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、落

札候補者決定後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は、無効とします。

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札書の記載における注意事項

入札金額は、見積もった内訳単価の合計額で行います。見積もった内訳価格の合計額を入札書に記載してください。

また、本業務委託に関する金額のほか、一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとしてください。

なお、税抜き価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出及び入札方法

ア 書留郵便による入札の場合

(ア) 提出期限 令和4年1月26日 必着

(イ) 提出場所 3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

イ 持参による入札の場合

(ア) 提出期限 令和4年1月27日 午後2時30分

(イ) 提出場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 入札予定日時

「入札公表詳細」を参照してください。

(4) 入札場所

「入札公表詳細」を参照してください。

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 再度入札の実施

落札候補者がいない場合は後日、再度入札を行います。(詳細につきましては、再入札となることが決定した時点で、対象の入札参加者へお知らせいたします。)

10 落札者の決定及び競争入札参加資格の審査等

(1) 落札候補者の決定方法等

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者を落札候補者としてします。

当該候補者について2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、入札価格が調査基準価格を下回っている場合には、併せてその者の入札価格による当該契約の適正な履行確保についての可否を判断し、落札者として決定します。これらの審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたとき又はその者の入札価格によっては、当該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると認められるときは当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について、必要に応じて、同様の審査を実施し落札者を決定します。調査基準価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきに掲げている「川崎市上下水道局業務委託低入札価格調査取扱要領・運用指針」を御覧ください。

(2) 競争入札参加資格に関する最終審査

落札候補者は、入札参加条件確認（申請）書の提出が必要となります。開札後、財政局資産管理部契約課委託契約係から落札候補者へ電話連絡します。

落札候補者については、「入札参加条件確認（申請）書」（川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中から取得してください。）、2(4)～(7)の条件を満たす事項を確認することができる書類を担当課（長沢浄水場 住所：川崎市多摩区三田5-1-1 電話：044-911-2022）に持参し、確認を受けてください。

※ 関係書類につきましては、電話連絡後、速やかに提出できるよう事前に御準備ください。

なお、書類の提出に不備がある場合、実績の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(3) 入札の無効

8に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約金額

契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価に、入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得た金額とします。

(2) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。

なお、川崎市上下水道局財務規程第8条に定める有価証券の提供（振替債を除く。）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市上下水道局契約規程第33号各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金制度

適用除外とします。

(4) 契約書作成の要否

必要とします。

(5) 契約規程等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 入札説明書に関する問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係

担当 渡部

電話 044-200-2097

(3) この入札説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該落札決定の効果は、令和4年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の可決により生じます。

(5) 入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申立てることができます。

13 Summary

(1) Consignment (unit-price contract) for Fiscal Year Reiwa 4;

Dehydration of sludge (improved soil) for Nagasawa Water Purification Plant

(2) Time limit for tender:

a Direct delivery

2:30P.M. 27 January 2022

b By mail

26 January 2022

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Asset Maintenance Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL: 044-200-2097

川崎市上下水道局公告(調達)第36号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年12月10日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 競争入札に付する事項**(1) 購入物品及び数量**

デジタル水道メーター(修理品) 20mm 28,800個

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

川崎市幸区下平間1-11番地 給水装置課

(4) 納入期限

仕様書によります。

(5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込みを行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。**2 競争入札参加資格に関する事項**

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。**(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。****(3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「水道用品」、種目「水道用品」に登録されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付されていること。**

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種・種目に登録のない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和3年12月24日までに行ってください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)。

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には無償で交付します。

(1) 場所

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階

電話 044-200-2093

(2) 期間

令和3年12月10日(公告日)から令和3年12月24日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分から正午、午後1時から午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書は、電子入札システムにより次の期間に提出してください。

提出期間 令和3年12月10日(公告日)から令和3年12月24日

午前8時から午後8時

競争入札参加申込手順の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「上下水道局の入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札：操作説明書(入札システム操作方法)」を御覧ください。

ただし、電子入札システムによりがたい者は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に競争入札参加申込書を提出してください。

なお、競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

(3) 問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
担当 下山
電話 044-200-2093

5 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局サービス推進部給水装置課
担当 谷内
電話 044-589-5232

6 仕様書に関する質問、回答**(1) 質問**

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に提出（入力）してください。

提出（入力）期間

令和3年12月10日（公告日）から令和3年12月24日

午前8時から午後8時

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の提出方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレスあてにWord形式のまま送付してください。

なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記3(1)の担当まで御連絡ください。

提出期間

令和3年12月10日（公告日）から令和3年12月24日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分から正午、午後1時から午後5時
電子メールアドレス

23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書（一般競争入札用）」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

(2) 回答

ア 回答日時

令和4年1月7日 午前9時まで

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書（PDFファイル）を「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はしません。

質問回答書は、入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報か

わさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の欄の「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、回答後に再質問は受け付けません。

7 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和4年1月7日までに確認通知書を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者には、令和4年1月7日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

8 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和4年1月21日

午前9時30分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和4年1月21日 午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所

砂子平沼ビル7階入札室

（川崎市川崎区砂子1-7-4）

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和4年1月17日 必着

(イ) 入札書の提出先 3(1)の場所に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年1月21日 午前10時30分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室

（川崎市川崎区砂子1-7-4）

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

28,800 20mm digital water meters
(repair)

(2) Time limit for tender:

a By electronic bidding system

9:30A.M. 21 January 2022

b Direct delivery

10:30A.M. 21 January 2022

c By mail

17 January 2022

(3) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration

Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL:044-200-2093

(4) Language:

Japanese is the only language
used in all the contract

procedures

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第34号

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年11月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉

手当の支給に関する規程の一部を改正する

規程

第1条 川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程（昭和38年交通局規程第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第81号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

ドライブレコーダー購入（既存車更新分）

(2) 履行場所

当局が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 調達物品の特質

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4

号) 第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」ランク「A」又は「B」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 本調達物品と同等の物品を元請として、平成30年4月1日以降に日本国内の乗合バス事業者に対して納入した実績を有すること。

(5) 仕様書による内容を遵守し、当該契約を確実に履行できること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

上記2の(4)の実績を証明する書類(納品書等)

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 原田

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和3年11月29日から令和3年12月2日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和3年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和3年12月13日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部安全・サービス課 中野

電話 044-200-3237

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和3年12月20日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和3年12月20日まで及び午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
(土曜日及び日曜日を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和3年12月22日 午前9時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約

規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

交 通 局 公 告 (調 達)

川崎市交通局公告(調達)第19号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年12月10日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

- 1 調達の名称
大型ハイブリッド・ノンステップバス
(ディーゼル電気式・10.5mクラス) 16両
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
交通局企画管理部経理課
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
(川崎御幸ビル9階)
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年11月10日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
南関東日野自動車 株式会社 川崎支店
支店長 上田 直幸
川崎市川崎区四谷下町25番地6
- 5 契約金額
470,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年9月27日

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第10号

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年11月30日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手

当支給規程の一部を改正する規程

第1条 川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程(平成17年川崎市病院局規程第33号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第49号

入 札 公 告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月17日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(以下「建築契約係」といいます。)

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階 電話 044-200-2100

- (2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 一般競争入札参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受付けます。

イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要

があります。

(ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認めた者には、別紙の案件ごとに確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認めた者が、一般競争入札参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 入札及び開札について

ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係
(川崎市川崎区宮本町1番地)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、確認通知書を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、翌日に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡します。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 契約の締結について

契約書の作成を必要とします。

詳細については、各案件の「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院鉄骨耐火被覆その他改修工事
	履行場所	川崎市川崎区新川通12番1号
	契約期間	契約の日から令和4年3月15日まで
競争参加資格	(1) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評価値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。	
申 込 締 切 日	令和3年11月24日（水）まで受け付けます。	

予 定 価 格	未定
入 札 保 証 金	免除とします。
最 低 制 限 価 格	設定します。
郵 便 入 札 締 切 日	令和3年12月10日（金）必着
開 札 日	令和3年12月14日（火）午前10時00分

川崎市病院局公告第50号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月25日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044 - 200 - 3857（直通）

- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「令和3・4年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

- (6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の

規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締

結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する全身型紫外線治療器の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年11月25日から令和3年12月2日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年12月10日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する全身麻酔器の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年11月25日から令和3年12月2日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年12月10日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件3)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	川崎病院で使用するパルス波治療器の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種 「医療機器」 種 目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし。
競争参加の申込	令和3年11月25日から令和3年12月2日まで受付けます。	
現 場 説 明 会	行いません。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和3年12月10日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件4)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	川崎病院で使用する階段セットの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種 「医療機器」 種 目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし。
競争参加の申込	令和3年11月25日から令和3年12月2日まで受付けます。	
現 場 説 明 会	行いません。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和3年12月10日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第51号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月25日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044 - 200 - 3857 (直通)

(2) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、

閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「令和3・4年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局

入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院手術室系統空調設備C A V他更新整備委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和4年3月15日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「施設維持管理」 種目「空調・衛生設備保守点検」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年11月25日から令和3年12月2日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和3年12月10日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	

最低制限価格	設定しません。
特定業務委託に関する事項	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。 特定業務委託契約は、下請事業者も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。 また、本案件は、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。 下請事業者も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。 詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。 (http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm)

川崎市病院局公告第52号

公募型プロポーザル実施の公告

川崎市立井田病院駐車場借受者の選定に関する公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和3年11月29日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 件名

川崎市立井田病院駐車場の貸付

2 概要

(1) 貸付物件

ア 名 称 川崎市立井田病院立体駐車場

イ 所在地 川崎市中区井田2-27-1

ウ 区 分 建物及び土地

エ 駐車場貸付面積 4524.7㎡

オ 車室数 153室

(2) 貸付期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

3 公募参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市病院局契約規程（平成17年川崎市病院局規程第39号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 国税又は市税の未納がないこと。

(5) 「川崎市立井田病院駐車場借受者公募要項」（以下「公募要項」という。）に定める条件及び法令を遵守し、「借受者自らが貸付物件を自動車の時間貸駐車場施設として、貸付期間中継続して営業・運営する事業」（以下「駐車場事業」という。）を行う資力、能力等を有する法人であること。

(6) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5

号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。

(8) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結していないこと。

(9) 過去3か年間に於いて、病院における駐車場管理運営実績を有すること。

4 評価基準

公募要項に定めるとおり。

5 担当部課

川崎市立井田病院事務局庶務課

〒211-0035

川崎市中区井田2-27-1

電話番号 044-766-2188（代表）

6 プロポーザル参加意向申出書等の提出期間及び提出方法

(1) 提出期間

プロポーザル参加意向申出書（第1号様式）、川崎市暴力団排除条例に係る誓約書（第4号様式）、事業者の概要等及び駐車場事業の実績を証明する書類は、令和3年11月29日（月）から令和3年12月10日（金）まで（必着）。

その他の提出書類は、令和3年11月29日（月）から令和3年12月17日（金）まで（必着）。

(2) 提出方法

持参

※ 受付時間は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時

から12時及び午後1時から午後5時まで。

7 プロポーザル関係書類提出要請書の交付時期、場所及び方法

プロポーザル参加意向申出書等を提出した者のうち、前述「3 公募参加資格」に適合した者に、次のとおりプロポーザル関係書類提出要請書を交付します。

交付時期：令和3年12月28日（火）頃

交付方法：郵送

8 提案書の提出期間及び提出方法

(1) 提出期間

プロポーザル関係書類提出要請書の交付日から令和4年1月21日（金）まで（必着）。

(2) 提出方法

持参

※ 受付時間は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から12時及び午後1時から午後5時まで。

9 使用する言語及び通貨

業務に必要な場合を除き、日本語及び日本国通貨を使用します。

10 契約書作成の要否

借受予定者を選定した後、提案内容を反映した契約書を作成します。

11 関連情報の入手方法等

(1) プロポーザル参加意向申出書提出に関する問い合わせ

ア 受付期間：令和3年12月10日（金）正午まで。

イ 問い合わせ先：川崎市立井田病院事務局庶務課

(2) 現地見学について

参加申出書を提出した者のうち、希望者には次の日程で施設の見学を許可します。

見学可能期間：令和3年12月13日（月）から令和3年12月17日（金）まで。

※ 希望者は、見学希望場所・日程について、川崎市立井田病院事務局庶務課庶務係担当と日程調整をしてください。

(3) 仕様・企画提案に関する質問について

ア 質問方法

令和3年12月17日（金）までに、質問書を電子メールにて提出してください。

イ 質問への回答について

令和3年12月28日（火）までに、プロポーザル関係書類提出要請書の交付を受けた者からの質問に対してのみ、当該要請書の交付を受けた者全員に電子メールで送付します。

12 借受予定者の選定（プレゼンテーション）について

(1) 開催日時

令和4年1月31日（月）（予定。変更があれば事前に連絡します。）

(2) 開催場所 川崎市立井田病院第1・2会議室（川崎市中原区井田2-27-1）

(3) 持ち時間

質疑応答を含めて1社35分程度とします。参加者は企画提案書の説明を20分で行い、その後15分程度質疑応答を行います。

(4) 出席者 2名以内

13 その他

(1) 借受予定者の選定結果について

結果通知書を令和4年2月上旬に郵送、電子メールのいずれかにより全提案者宛て送付します。

(2) 詳細は公募要項によります。公募要項（様式類を含む）は川崎市立井田病院ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kawasaki.jp/33/cmsfiles/contents/0000037/37855/ida/>

(3) この公告に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

川崎市中原区井田2-27-1

川崎市立井田病院事務局庶務課庶務係担当

電 話 044-766-2188（代表）

F A X 044-788-0231

電子メールアドレス 83idasyo@city.kawasaki.jp

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第6号

サイレンの吹鳴について

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

令和3年11月18日

川崎市消防長 日 迫 善 行

訓練 1	日 時	令和3年12月4日（土） 9時20分～10時00分
	場 所	川崎市麻生区王禅寺東4丁目14番1号 川崎市立王禅寺中央小学校
	消防隊数	消防隊 2 隊

教 育 委 員 会 規 則

川崎市教育委員会規則第12号

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月17日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関

する規則等の一部を改正する規則

(川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和35年川崎市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「第14条の2」を「第14条の3」に改める。

第14条の2を第14条の3とし、第14条の次に次の1条を加える。

(PTA会費の収納等)

第14条の2 校長は、PTA(学校に在籍する児童生徒の保護者及び当該学校の職員で構成される団体をいう。以下同じ。)の代表者から市への委任に基づき、PTAの会費の収納及び当該代表者を名義人とする口座への入金に関する事務(未納者に対する督促等に関するものを除く。)を処理するものとする。

2 校長及び前条第1項の規定により前項に規定するPTAの会費に関する校務を担当する職員は、当該校務を適正に処理するものとする。

(川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 川崎市立高等学校の管理運営に関する規則(昭和54年川崎市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「第22条の2」を「第22条の3」に改める。

第22条の2を第22条の3とし、第22条の次に次の1条を加える。

(PTA会費の収納等)

第22条の2 校長は、PTA(学校に在籍する生徒の保護者及び当該学校の職員で構成される団体をいう。以下同じ。)の代表者から市への委任に基づき、PTAの会費の収納及び当該代表者を名義人とする口座への入金に関する事務(未納者に対する督促等に関するものを除く。)を処理するものとする。

2 校長及び前条第1項の規定により前項に規定するPTAの会費に関する校務を担当する職員は、当該校務を適正に処理するものとする。

(川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則(昭和54年川崎市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「第19条の2」を「第19条の3」に

改める。

第19条の2を第19条の3とし、第19条の次に次の1条を加える。

(PTA会費の収納等)

第19条の2 校長は、PTA(学校に在籍する児童等の保護者及び当該学校の職員で構成される団体をいう。以下同じ。)の代表者から市への委任に基づき、PTAの会費の収納及び当該代表者を名義人とする口座への入金に関する事務(未納者に対する督促等に関するものを除く。)を処理するものとする。

2 校長及び前条第1項の規定により前項に規定するPTAの会費に関する校務を担当する職員は、当該校務を適正に処理するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 PTA(学校に在籍する児童等の保護者及び当該学校の職員で構成される団体をいう。)の会費の収納及びその代表者を名義人とする口座への入金に関する事務その他必要な準備行為は、この規則の施行前においても、第1条の規定による改正後の川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則、第2条の規定による改正後の川崎市立高等学校の管理運営に関する規則又は第3条の規定による改正後の川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の規定の例により行うことができる。

監 査 公 表

3 川監公第15号

令和3年12月3日

監査の結果について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 植 村 京 子

同 浅 野 文 直

同 山 田 晴 彦

1	監査の種類 財務監査及び行政監査	(6) 各種団体の会計業務に関する事務 現金の出納及び保管並びにそれらの記録が適正に行われているか。
2	監査の対象 環境局及び消防局	(7) 情報管理に関する事務 情報資産の管理等は適正に行われているか。
3	監査の範囲 令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務の執行並びにその他事務の執行	7 監査の結果 (1) 定期(財務)監査 川崎市監査基準(令和2年川崎市監査訓令第1号)に準拠し、前述のとおり(行政監査に関する部分を除く。)監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。
4	監査の期間 令和3年9月1日から同年11月22日まで	財務関係法令等に基づき、手続を適正に行われたい。
5	監査の方法 対象部署ごととの事業実態や各執行課のリスク等を踏まえた上で、書類審査、担当職員への質問等の方法により行った。	ア 行政財産の貸付けに附帯する光熱水費の算定を適正に行うべきもの 行政財産の目的外使用許可取扱要領(平成6年9月9日付け6川企管第261号。以下「要領」という。)第8条によると、光熱水費等を使用者に負担させる場合は、行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準(平成27年1月19日付け26川財運第717号。以下「算定基準」という。)に基づき徴収するものとしてされている。
6	監査の着眼点 (1) 予算執行事務 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。	飲料自動販売機の電気料についてみたところ、次の事例があった。
	(2) 収入事務 調定、徴収、債権管理及び現金取扱事務は適正に行われているか。	要領等に基づき、電気料の算定を適正に行われたい。
	(3) 支出事務 違法、不当その他不適正な支出はないか。	(ア) 改正前の算定基準に基づき、電気料を算定していた事例 (環境局生活環境部宮前生活環境事業所)
	(4) 契約事務 契約の時期及び方法並びに履行確認は適正に行われているか。	(イ) 消費電力量に対応する電気料が誤っていた事例 (消防局総務部施設整備課)
	(5) 財産管理事務 財産の取得、処分及び管理は適正に行われているか。	イ 消防団員出務費用弁償を適正に支給すべきもの 川崎市消防団給与条例(昭和23年川崎市条例第1号)第2条第1項

規則等に基づき、支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行われない。

(ア) 首標金額の頭初に「¥」の記号がなかった事例

(環境局環境対策部環境対策推進課)

(イ) 請求日が修正テープで訂正されていた事例

(環境局生活環境部収集計画課)

(ウ) 鉛筆や筆跡が消えるボールペンで記載されていた事例

(環境局地球環境推進室、消防局警防部警防課、同指令課、予防部危険物課)

エ その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

財務関係法令等に基づき、適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

(ア) 契約書を適正に作成すべきもの

a 予定価格が1,000,000円を超える業務委託について、契約書の作成を省略していた事例

(環境局生活環境部減量推進課)

b 産業廃棄物の運搬又は処分に係る委託契約について、契約書の作成を省略していた事例

(消防局総務部施設整備課、警防部航空隊)

(イ) 契約関係文書の確認を適正に行うべきもの

日付の入っていない請書を徴していた事例

(環境局環境総合研究所、消防局警防部警防課)

(ウ) 検査確認書の作成を適正に行うべきもの

定期支払について、検査確認済み証する書類を作成していなかった事例

によると、消防団員が、災害の防除又は訓練のために出務したときは、費用弁償として出務1回について、3,500円を支給するとされており、同条第2項によると、災害の防除又は訓練に従事した場合において、市長が必要と認めるときは、前項の金額に3,500円以内を加給することができるとされている。また、消防団員出務費用弁償等運用内規(以下「内規」という。)第4項によると、2時間を超えて災害現場における消防活動又は特別警戒等に従事した場合で、加給を必要だと認められるときは、3,500円を加給するとされており、災害現場における消防活動の際には一律に加給を行う運用とされている。

消防団員への出務費用弁償の支給事務についてみたところ、2時間を超えて災害現場における消防活動に従事したものの、加給していなかった事例があった。

内規等に基づき、消防団員出務費用弁償を適正に支給されたい。

(消防局臨港消防署)

ウ 支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号。以下「規則」という。)第9条第2項によると、請求書の首標金額の頭初に「¥」の記号を表示するものとされている。

また、会計室が作成した会計事務の手引(平成29年3月31日付け28川会第2493号)によると、請求書のうち訂正ができない記載内容である請求金額、請求者名及び受取人名以外の請求内容に訂正がある場合は、二重線を引いた訂正箇所に請求印が押印されていることとされており、請求書の記載はボールペン等、筆跡の消えないものを用いることとされている。

支出に係る請求書をみたところ、次の事例があった。

(環境局総務部庶務課、地球環境推進室、環境対策部地域環境共創課、同環境対策推進課、同環境保全課、生活環境部収集計画課、施設部処理計画課、同施設整備課、環境総合研究所)

(エ) 備品の管理を適正に行うべきもの

 a 所在が不明となっていた事例

 (環境局施設部浮島処理センター)

 b 保管換えの手続を行っていないかった事例

 (環境局環境対策部環境対策推進課、同環境保全課)

(オ) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

 a 粗大ごみ処理券について、消耗品出納簿と数量が一致していなかった事例

 (環境局生活環境部中原生活環境事業所、同宮前生活環境事業所)

 b 消耗品出納簿への登載を省略できない白灯油等を登載していなかった事例

 (環境局施設部浮島処理センター、消防局総務部施設整備課)

(2) 行政監査

川崎市監査基準に準拠し、次のとおり各種団体の会計業務に関する事務及び情報管理に関する事務を重点項目として監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められた。

ア 各種団体の会計業務に関する事務

 各種団体から交付される指示書や現金出納簿等の帳簿、領収書等の書類審査を中心に監査を行った。

 各種団体の所有に属する現金は公金ではないため、法や条例等が適用されず、公金に比べチェック体制が十分ではないことから、事故の発生に繋がるリスクが高い。地方自治法の改正により令和2年4月から本格

導入された内部統制制度では、あらかじめリスクがあることを前提として、業務を執行することが求められている。市では、各種団体の会計業務に関する事務においても、内部統制体制を構築し、不適正な事務処理の未然防止に取り組んでいるところであるが、各種団体の所有に属する現金の取扱いに当たっては、公金と同様の取扱いを徹底し、事故や不正等により市民からの信頼を損なうことのないよう、引き続き適正な事務執行に努められたい。

イ 情報管理に関する事務

 現地調査において、文書の管理状況を中心に監査する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から現地調査を中止したため、抽出した文書の管理状況の撮影データを基に当該管理状況を監査した。

 個人情報情報の紛失や漏えいなど、情報管理に関する事務に係る事故は例年発生している。令和2年度に導入された市の内部統制制度の対象に、情報管理に関する事務が含まれていることから、法令等の遵守をはじめ、引き続き当該事務に係る事故の未然防止に努められたい。

3 川 監 公 第 16 号

令和3年12月3日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、
第5項及び第7項の規定により監査を行いましたので、
同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のと
おり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	植 村 京 子
同	浅 野 文 直
同	山 田 晴 彦

1	監査の種類	川崎市藤崎こども文化センター
	財政援助団体等監査	川崎市日進町こども文化センター
2	監査の対象	川崎市田島こども文化センター
	(1) 財政援助団体	川崎市殿町こども文化センター
	公益財団法人かわさき市民活動センター	川崎市渡田こども文化センター
	(所管部局 市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課)	川崎市浅田こども文化センター
	(2) 出資団体	川崎市小田こども文化センター
	ア 川崎市土地開発公社	川崎市旭町こども文化センター
	(所管部局 財政局資産管理部資産運用課)	川崎市南河原こども文化センター
	イ 一般財団法人川崎市まちづくり公社	川崎市小倉こども文化センター
	(所管部局 まちづくり局総務部庶務課)	川崎市幸こども文化センター
	ウ 川崎市住宅供給公社	川崎市南加瀬こども文化センター
	(所管部局 まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課)	川崎市下平間こども文化センター
	(3) 指定管理者	川崎市北加瀬こども文化センター
	ア 生田緑地共同事業体	川崎市小杉こども文化センター
	公の施設の名称 川崎市岡本太郎美術館	川崎市玉川こども文化センター
	(所管部局 市民文化局市民文化振興室岡本太郎美術館)	川崎市住吉こども文化センター
	公の施設の名称 生田緑地	川崎市新城こども文化センター
	(所管部局 建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所)	川崎市平間こども文化センター
	公の施設の名称 川崎市立日本民家園	川崎市大戸こども文化センター
	(所管部局 教育委員会事務局日本民家園)	川崎市新丸子こども文化センター
	公の施設の名称 川崎市青少年科学館	川崎市西加瀬こども文化センター
	(所管部局 教育委員会事務局青少年科学館)	川崎市井田こども文化センター
	イ 公益財団法人かわさき市民活動センター	川崎市宮内こども文化センター
	公の施設の名称 川崎市大師こども文化センター	川崎市上作延こども文化センター

川崎市末長こども文化センター	川崎市麻生こども文化センター
川崎市高津こども文化センター	川崎市柿生こども文化センター
川崎市子母口こども文化センター	(以下「川崎市こども文化センター(53施設)」という。)
川崎市二子こども文化センター	(所管部局 こども未来局青少年支援室)
川崎市榎ヶ谷こども文化センター	ウ 社会福祉法人青丘社
川崎市東高津こども文化センター	公の施設の名称 川崎市ふれあい館
川崎市宮崎こども文化センター	川崎市桜本こども文化センター
川崎市平こども文化センター	(以下「川崎市ふれあい館・川崎市桜本こども文化センター」という。)
川崎市有馬こども文化センター	(所管部局 こども未来局青少年支援室)
川崎市野川こども文化センター	エ 特定非営利活動法人あかい屋根
川崎市宮前平こども文化センター	公の施設の名称 川崎市菅生こども文化センター
川崎市白幡台こども文化センター	川崎市蔵敷こども文化センター
川崎市錦ヶ丘こども文化センター	(所管部局 こども未来局青少年支援室)
川崎市菅こども文化センター	オ 特定非営利活動法人児童育成会コッコロ
川崎市枳形こども文化センター	公の施設の名称 川崎市片平こども文化センター
川崎市長尾こども文化センター	川崎市岡上こども文化センター
川崎市中野島こども文化センター	(所管部局 こども未来局青少年支援室)
川崎市三田こども文化センター	3 監査の範囲
川崎市南青こども文化センター	主に令和2年度執行に係る出納その他の事務の執行
川崎市王瀬寺こども文化センター	4 監査の期間
川崎市百合丘こども文化センター	令和3年9月1日から同年11月22日まで
川崎市東百合丘こども文化センター	5 監査の方法
川崎市白山こども文化センター	対象団体ごとの事業実態やリスク等を踏まえた上で、書類審査、関係者への質問等の方法により行った。
川崎市千代ヶ丘こども文化センター	
川崎市虹ヶ丘こども文化センター	

1,000,000円を超える支出となる案件がある場合に発注実績報告書を、第9条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りの徴収をし難いと認める場合に入札（見積り）が行えないことに係る理由書を提出するものとされている。

公益財団法人かわさき市民活動センター補助金の実績報告をみたところ、実際は1件の金額が1,000,000円を超える業務委託を行っているものの、該当案件なしとして発注実績報告書が提出されていたが、入札（見積り）が行えないことに係る理由書が提出されていなかった。このため、市長が契約の性質上、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りの徴収をし難いと認める場合又はその必要がないと認める場合に該当するかの確認もされていなかった。

市は、公益財団法人かわさき市民活動センターに対し、適正な実績報告を行うよう指導するとともに、補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針を踏まえ、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りの徴収をし難い理由を適切に確認されたい。

（公益財団法人かわさき市民活動センター）
（市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課）

イ その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

（ア）適正な交付申請書の提出を求め、適切に審査すべきもの

公益財団法人かわさき市民活動センター補助金について、補助金交付決定額に影響はなかったものの、補助金交付申請書の補助金算出基礎に誤りがあった事例

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から現地調査は行わなかった。

6 監査の着眼点

財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、指定管理者は公の施設の管理に係る出納その他の事務が、関係法令等に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営等について適切な指導監督等を行っているかを主な着眼点とした。

7 監査の結果

川崎市監査基準（令和2年川崎市監査訓令第1号）に準拠し、前述のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

（1）財政援助団体及び所管部局において改善措置を要する事項

ア 適正な実績報告を行うべきもの

公益財団法人かわさき市民活動センター補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第9条によると、公益財団法人かわさき市民活動センターは、補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、1件の金額が1,000,000円を超えるときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積りの徴収を行わなければならないとされ、同条ただし書によると、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでないとされている。

また、交付要綱第12条によると、補助事業等が完了したときは、速やかに、実績報告書を提出するほか、対象経費のうち、1件の金額が

- 及び当期減少額がそれぞれ逆に記載されていた事例
- (ウ) 小口現金について、経費を支出した年度と異なる年度で精算を行っており、事業年度に基づいた会計処理が行われていなかった事例
- (川崎市住宅供給公社)
- (まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課)
- イ その他改善を要するもの
- 軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。
- (ア) 小口現金を適正に管理すべきもの
- a 川崎市土地開発公社の事例
- (a) 財務規程で定める小口現金の保管限度額を超えた金額が保管されていた。
- (b) 財務規程で定める小口現金の保管限度額を超えた支払を行っていた。
- (川崎市土地開発公社)
- (財政局資産管理部資産運用課)
- b 川崎市住宅供給公社の事例
- (a) 要綱で定める小口現金の上限額を超えた支払を行っていた。
- (b) 経費を支出した月と異なる月の小口現金で精算を行っていた。
- (川崎市住宅供給公社)
- (まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課)
- (イ) 小口現金に係る帳簿を適正に作成すべきもの
- 小口現金を支出した際に要綱で定める帳簿が作成されていなかった事例
- (一般財団法人川崎市まちづくり公社)
- (まちづくり局総務部庶務課)

- (公益財団法人かわさき市民活動センター)
- (市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課)
- (イ) 適正な実績報告書の提出を求め、適切に審査すべきもの
- かわさき市民公益活動助成事業補助金の実績報告書について、執行科目ごとの決算額・補助金充当額などの団体への助成金に当該補助金が充当されているのかが確認できなかった事例
- (公益財団法人かわさき市民活動センター)
- (市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課)
- (2) 出資団体及び所管部局において改善措置を要する事項
- ア 財務諸表を適正に作成すべきもの
- 地方住宅供給公社社会計基準第21によると、貸倒見積高の算定は、債務者の財務内容等に応じて債権を区分し、一般の債権については債権全体又は同種同額の債権ごとに貸倒実績率等の合理的な基準により、特定の債権については回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上する方法によるとされている。
- また、川崎市住宅供給公社定款第20条によると、この地方公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるとされている。さらに、川崎市住宅供給公社小口現金取扱要綱第9条によると、資金前渡出納員は、会計年度終了後速やかに小口現金を出納員に返還するものとするとしている。
- 川崎市住宅供給公社の財務諸表等をみると、次の事例があった。
- 市は、出資団体に対し、適正な会計処理を行うとともに、財務諸表等を適正に作成するよう指導された。
- (ア) 貸倒引当金等について、計上額があった事例
- (イ) 引当金明細の貸倒引当金及び退職給付引当金について、当期増加額

- (教育委員事務局青少年科学館)
- (ウ) 川崎市ふれあい館・川崎市桜本子ども文化センターの事例
- 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿及び指定管理者の物品台帳に登録されていなかった。
- (社会福祉法人青丘社)
- (子ども未来局青少年支援室)
- (エ) 川崎市管生子ども文化センター及び川崎市蔵敷子ども文化センターの事例
- a 指定管理者の物品台帳の更新内容が市の備品整理簿に反映されていなかった。
- b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていなかった。
- c 市の備品整理簿及び指定管理者の物品台帳の記載内容に誤りがあった。
- (特定非営利活動法人あかい屋根)
- (子ども未来局青少年支援室)
- (オ) 川崎市片平子ども文化センター及び川崎市岡上子ども文化センターの事例
- a 指定管理者の物品台帳の更新内容が市の備品整理簿に反映されていなかった。
- b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿及び指定管理者の物品台帳に登録されていなかった。
- c 市の備品整理簿及び指定管理者の物品台帳の記載内容に誤りがあった。
- (特定非営利活動法人児童育成会ココロ)

- (ウ) 財務諸表を適正に作成すべきもの
- a 財務諸表に対する注記において、公社債の担保についての記載が誤っていた事例
- b キャッシュ・フロー計算書において、科目名称が誤っていた事例
- (川崎市土地開発公社)
- (財政局資産管理部資産運用課)
- (エ) 財務に係る伝票を適正に作成すべきもの
- a 会計処理は3種の伝票をもつて行うべきところ、1種のみで行っていた事例
- b 同一目的ではない取引を1伝票で処理していた事例
- (川崎市土地開発公社)
- (財政局資産管理部資産運用課)
- (3) 指定管理者及び所管部局において改善措置を要する事項
- 軽易な事項で改善を要するもの
- 軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。
- ア 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの
- (ア) 生田緑地の事例
- 指定管理料で購入した備品が指定管理者の備品の管理台帳に登録されていなかった。
- (生田緑地共同事業体)
- (建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所)
- (イ) 川崎市青少年科学館の事例
- 指定管理料で購入した備品が指定管理者の備品の管理台帳に登録されていなかった。
- (生田緑地共同事業体)

- (ア) 川崎市子ども文化センター（５３施設）の事例
- 指定管理業務に関する報告書等について、提出期限内に提出されている事実が客観的に確認できるよう管理されていなかった。
- (イ) 川崎市ふれあい館・川崎市桜本子ども文化センターの事例
- a 指定管理業務に関する報告書等について、提出期限内に提出されている事実が客観的に確認できるよう管理されていなかった。
- b 四半期ごとに提出することとされている事業報告書について、四半期ごとに提出されている事実が客観的に確認できるよう管理されていなかった。
- (ウ) 川崎市菅生子ども文化センター及び川崎市蔵敷子ども文化センターの事例
- a 指定管理業務に関する報告書等について、提出期限内に提出されている事実が客観的に確認できるよう管理されていなかった。
- b 四半期ごとに提出することとされている事業報告書について、四半期ごとに提出されている事実が客観的に確認できるよう管理されていなかった。
- (エ) 川崎市片平子ども文化センター及び川崎市岡上子ども文化センターの事例
- 指定管理業務に関する報告書等について、提出期限内に提出されている事実が客観的に確認できるよう管理されていなかった。

- (イ) 川崎市子ども文化センター（５３施設）の事例
- 基本協定書で定められた管理物品を購入する場合はあらかじめ市に通知する等の手続が行われていなかった。
- (ア) 川崎市子ども文化センター（５３施設）の事例
- 基本協定書で定められた管理物品を購入する場合はあらかじめ市に通知する等の手続が行われていなかった。
- (イ) 川崎市ふれあい館・川崎市桜本子ども文化センターの事例
- 基本協定書で定められた管理物品を購入する場合はあらかじめ市に通知する等の手続が行われていなかった。
- (ウ) 川崎市菅生子ども文化センター及び川崎市蔵敷子ども文化センターの事例
- 基本協定書で定められた管理物品を購入する場合はあらかじめ市に通知する等の手続が行われていなかった。
- (エ) 川崎市片平子ども文化センター及び川崎市岡上子ども文化センターの事例
- 基本協定書で定められた管理物品を購入する場合はあらかじめ市に通知する等の手続が行われていなかった。
- (ウ) 報告書等の管理を適正に行うべきもの

(子ども未来局青少年支援室)

エ 業務の位置付けを明確にすべきもの

(ア) 川崎市ふれあい館・川崎市桜本子ども文化センターの事例

有料で行われているコピー機の利用サービスについて、協定書、仕様書、事業計画書等に定められていなかった。

(社会福祉法人青丘社)

(子ども未来局青少年支援室)

(イ) 川崎市菅生子ども文化センター及び川崎市蔵敷子ども文化センターの事例

有料で行われている印刷機、コピー機及び紙折り機の利用サービスについて、協定書、仕様書、事業計画書等に定められていなかった。

(特定非営利活動法人あかい屋根)

(子ども未来局青少年支援室)

(ウ) 川崎市片平子ども文化センター及び川崎市岡上子ども文化センターの事例

有料で行われている印刷機及びコピー機の利用サービスについて、協定書、仕様書、事業計画書等に定められていなかった。

(特定非営利活動法人児童育成会コッコロ)

(子ども未来局青少年支援室)

オ 正確な収支状況を報告すべきもの

(ア) 川崎市立日本民家園の事例

自主事業に係る収入が指定管理業務の科目に計上されていた。

(生田緑地共同事業体)

(教育委員会事務局日本民家園)

(イ) 川崎市ふれあい館・川崎市桜本子ども文化センターの事例

備品購入費に計上すべきものが消耗品費に計上されていた。

(社会福祉法人青丘社)

(子ども未来局青少年支援室)

カ 文書管理規定等を定めるべきもの

川崎市片平子ども文化センター及び川崎市岡上子ども文化センターにおいて、基本協定書で定めることとされている文書管理規定等が定められていなかった事例

(特定非営利活動法人児童育成会コッコロ)

(子ども未来局青少年支援室)

(3) 川崎市住宅供給公社

団体の概要

設立年月日	昭和44年5月11日
設立目的	住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため。
基本財産	1,000万円
本市の出資状況	1,000万円(出資率100.0%)

3 指定管理者

(指定管理料は令和2年度)

(1) 生田緑地共同事業体

公の施設の名称 川崎市岡本太郎美術館

生田緑地

川崎市立日本民家園

川崎市青少年科学館

施設の概要

ア 川崎市岡本太郎美術館

設置目的	川崎市ゆかりの芸術家岡本太郎を中心とした芸術作品及び資料の収集、展示等を行い、市民の利用に供するとともに、市民の芸術及び文化の発展に寄与するため。
設置場所	川崎市多摩区研形7丁目1番5号
主な事業内容	1 美術作品及び資料(以下「美術作品等」という。)の収集、保管、展示等を行うこと。 2 美術作品等に関する専門的及び技術的な調査研究を行うこと。 3 美術作品等に関する情報の提供を行うこと。 4 講演会、講習会、研究会等を開催すること。 5 博物館、図書館、学校、研究所その他の関係機関と協力し、情報の交換、美術作品等の相互貸借等を行うこと。
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
指定管理料	1億1,520万円

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体等の概要

1 財政援助団体

(補助金額は令和2年度)

(1) 公益社団法人かわさき市民活動センター

団体及び財政援助の概要

設立年月日	昭和57年4月8日
設立目的	川崎市における市民活動の中間支援組織として市民相互の連携を図りながら市民活動の活性化を促進するとともに、青少年の心身の健全な育成を図るため、青少年事業の推進及び地域組織への支援を行い、もって住みよい地域社会の確立に寄与するため。
財政援助の種類	補助金 1億1,506万円
補助金の名称	公益財団法人川崎市民活動センター運営費補助金 1億216万円 かわさき市民公益活動助成事業補助金 1,289万円

2 出資団体

(基本財産は令和3年3月31日現在)

(1) 川崎市土地開発公社

団体の概要

設立年月日	昭和48年2月1日
設立目的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与するため。
基本財産	2,000万円
本市の出資状況	2,000万円(出資率100.0%)

(2) 一般財団法人川崎市まちづくり公社

団体の概要

設立年月日	昭和28年12月24日
設立目的	川崎市における良好な都市環境の形成に関する調査・研究、都市環境に適合した施設の整備等を行うことにより、活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進を図り、もって市民生活の向上に寄与するため。
基本財産	5億円
本市の出資状況	4億8,100万円(出資率96.2%)

(2) 公益財団法人かわさき市民活動センター

公の施設の名称 川崎市旭町子ども文化センターほか52施設

施設の概要

設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るため。
設置場所	<川崎区第1グループ> 川崎市旭町子ども文化センター 川崎市川崎区旭町2丁目1番5号 川崎市日通町子ども文化センター 川崎市川崎区堤根34番地15 川崎市渡田子ども文化センター 川崎市川崎区渡田1丁目15番5号 <川崎区第2グループ> 川崎市大崎子ども文化センター 川崎市川崎区大師公園1番4号 川崎市大崎子ども文化センター 川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号 川崎市殿町子ども文化センター 川崎市川崎区殿町1丁目18番13号 <川崎区第3グループ> 川崎市大崎子ども文化センター 川崎市川崎区田島町20番23号 川崎市渡田子ども文化センター 川崎市川崎区浅田3丁目7番10号 川崎市渡田子ども文化センター 川崎市川崎区小田2丁目16番9号 <幸区第1グループ> 川崎市南河原子ども文化センター 川崎市幸区都町74番地2 川崎市幸子ども文化センター 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地5 川崎市下平間子ども文化センター 川崎市幸区下平間70番地1 <幸区第2グループ> 川崎市南河原子ども文化センター 川崎市幸区前加瀬2丁目19番3号 川崎市小倉子ども文化センター 川崎市幸区小倉5丁目17番59号 川崎北加瀬子ども文化センター 川崎市幸区北加瀬2丁目12番12号 <中原区第1グループ> 川崎市小杉子ども文化センター 川崎市中原区小杉町3丁目600番地 川崎市新丸子子ども文化センター 川崎市中原区新丸子691番地7 <中原区第2グループ> 川崎市庄田子ども文化センター 川崎市中原区木月低園町17番6号 川崎市井田子ども文化センター 川崎市中原区井田杉山町16番38号 <中原区第3グループ> 川崎市平間子ども文化センター 川崎市中原区上平間1、323番地 川崎市玉川子ども文化センター 川崎市中原区市ノ坪464番地2 川崎市西加瀬子ども文化センター 川崎市中原区西加瀬10番5号 <中原区第4グループ> 川崎市新地子ども文化センター 川崎市中原区下新城1丁目2番4号 川崎市大田子ども文化センター 川崎市中原区上小田2丁目24番1号 川崎市宮内子ども文化センター 川崎市中原区宮内3丁目4番3号 <高津区第1グループ> 川崎市上作延子ども文化センター 川崎市高津区上作延1、142番地4 川崎市高津子ども文化センター 川崎市高津区溝口3丁目10番8号 <高津区第2グループ> 川崎市二子子ども文化センター 川崎市高津区二子5丁目14番61号 川崎市東高津子ども文化センター 川崎市高津区下野毛1丁目3番2号 <高津区第3グループ> 川崎市末長子ども文化センター 川崎市高津区末長3丁目25番8号 川崎市子母口子ども文化センター 川崎市高津区子母口983番地 川崎市榎ヶ谷子ども文化センター 川崎市高津区榎ヶ谷6丁目1番地10 <宮前区第1グループ> 川崎市宮崎子ども文化センター 川崎市宮前区宮崎1丁目7番地 川崎市宮崎子ども文化センター 川崎市宮前区有馬4丁目5番2号 川崎市野川子ども文化センター 川崎市宮前区野川台1丁目25番23号 <宮前区第2グループ> 川崎市宮前平子ども文化センター 川崎市宮前区宮崎6丁目2番地 川崎市平子ども文化センター 川崎市宮前区平2丁目13番1号

イ 生田緑地

設置目的	総合公園
設置場所	川崎市多摩区枋形7丁目地内ほか(川崎市藤子・F・不二郷ミュージアム、川崎国際生田緑地ゴルフ場等の区域を除く。)
主な事業内容	1 公園の管理運営に関すること。 2 ビジターセンター等の公園施設の管理運営に関すること。
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
指定管理料	1億2,836万円

ウ 川崎市立日本民家園

設置目的	市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため。
設置場所	川崎市多摩区枋形7丁目1番1号
主な事業内容	1 古民家を修築し、復元し、及び保存すること。 2 前身のほか、日本民家の伝統的生活文化に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。 3 古民家その他の民家に関する資料(以下「民家園資料」という。)に関する学術的、技術的調査研究を行なうこと。 4 講演会、講習会、研究会、展示会等を主催し、及びその開催を援助すること。 5 郷土芸能及び特殊習俗行事の公演を行なうこと。 6 民家園資料に関する解説書、調査研究報告書等を刊行し、及び広報活動を行なうこと。 7 学校その他の教育機関又は諸文化施設と協力し、その活動を援助すること。 8 他の博物館と連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、民家園資料の相互貸借等を行なうこと。
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
指定管理料	1億83万円

エ 川崎市青少年科学館

設置目的	青少年の科学知識の普及啓発及び科学教育の振興に寄与するため。
設置場所	川崎市多摩区枋形7丁目1番2号
主な事業内容	1 科学に関する実物、標本、模型、文獻、図表、写真等(以下「科学館資料」という。)を収集し、保管し、及び展示すること。 2 プラネタリウム及び視聴覚器材器具による天文知識及び科学知識の普及啓発を図ること。 3 科学に関する講習会、講演会、研究会等を開催すること。 4 青少年を対象とする科学技術の実験等を行なうこと。 5 科学館資料の作成及びその調査研究を行なうこと。 6 学校その他の教育機関又は諸文化施設と協力し、その活動を援助すること。 7 博物館その他の教育機関又は諸文化施設と連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、資料の相互貸借を行なうこと。
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
指定管理料	6,585万円

(3) 社会福祉法人青丘社

公の施設の名称 川崎市ふれあい館

川崎市桜本こども文化センター

施設の概要

設置目的	＜川崎市ふれあい館＞ 日本人と韓国・朝鮮人を主とする在日外国人が、市民として相互のふれあいを推進し、互いの歴史、文化等を理解し、もって基本的人権尊重の精神に基づいたともに生きる地域社会の創造に寄与するため。 ＜川崎市桜本こども文化センター＞ 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るため。
設置場所	川崎市川崎区桜本1丁目5番6号
主な事業内容	＜川崎市ふれあい館＞ 1 日本人と在日外国人の相互理解を深めるための講座、講演会等を開催すること。 2 文化交流活動を推進すること。 3 歴史、文化等に関する資料の収集、展示等を行うこと。 4 施設及び設備を利用に供すること。 ＜川崎市桜本こども文化センター＞ 1 児童の遊びの指導に供すること。 2 施設及び設備を利用に供すること。 3 児童の健全な育成を行う地域組織の育成及び活動の支援に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
指定管理料	1億3,377万円

(4) 特定非営利活動法人あかい屋根

公の施設の名称 川崎市普生こども文化センター

川崎市蔵敷こども文化センター

施設の概要

設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るため。
設置場所	＜宮前区第3グループ＞ 川崎市普生こども文化センター 川崎市宮前区普生ヶ丘13番2号 川崎市蔵敷こども文化センター 川崎市宮前区普生5丁目3番21号
主な事業内容	1 児童の遊びの指導に供すること。 2 施設及び設備を利用に供すること。 3 児童の健全な育成を行う地域組織の育成及び活動の支援に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
指定管理料	＜宮前区第3グループ＞ 9,574万円

川崎市白幡台こども文化センター 川崎市宮前区白幡台1丁目13番地1 ＜多摩区第1グループ＞ 川崎市神形こども文化センター 川崎市多摩区神形6丁目3番1号 川崎市長尾こども文化センター 川崎市多摩区長尾1丁目12番7号 ＜多摩区第2グループ＞ 川崎市鶴ヶ丘こども文化センター 川崎市多摩区栗谷3丁目28番2号 川崎市三田こども文化センター 川崎市多摩区三田3丁目7番地4 ＜多摩区第3グループ＞ 川崎市菅こども文化センター 川崎市多摩区菅北浦3丁目11番1号 川崎市中野島こども文化センター 川崎市多摩区中野島4丁目22番7号 川崎市南青こども文化センター 川崎市多摩区菅馬場3丁目26番1号 ＜麻生区第1グループ＞ 川崎市百合丘こども文化センター 川崎市麻生区百合丘1丁目11番地2 川崎市東百合丘こども文化センター 川崎市麻生区東百合丘3丁目1番10号 川崎市千代ヶ丘こども文化センター 川崎市麻生区千代ヶ丘1丁目20番地60 ＜麻生区第2グループ＞ 川崎市玉綱寺こども文化センター 川崎市麻生区玉綱寺東5丁目32番15号 川崎市虹ヶ丘こども文化センター 川崎市麻生区虹ヶ丘1丁目22番1号 川崎市柳生こども文化センター 川崎市麻生区上麻生7丁目18番32号 ＜麻生区第3グループ＞ 川崎市白山こども文化センター 川崎市麻生区上麻生4丁目2番2号 川崎市麻生こども文化センター 川崎市麻生区上麻生4丁目32番2号	1 児童の遊びの指導に関すること。 2 施設及び設備を利用に供すること。 3 児童の健全な育成を行う地域組織の育成及び活動の支援に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
指定管理料	＜川崎区第1グループ＞ 1億5,835万円 ＜川崎区第2グループ＞ 1億5,536万円 ＜川崎区第3グループ＞ 1億3,931万円 ＜幸区第1グループ＞ 1億9,925万円 ＜幸区第2グループ＞ 1億5,816万円 ＜中原区第1グループ＞ 1億1,299万円 ＜中原区第2グループ＞ 1億9,48万円 ＜中原区第3グループ＞ 1億6,797万円 ＜中原区第4グループ＞ 1億8,022万円 ＜高津区第1グループ＞ 1億4,415万円 ＜高津区第2グループ＞ 1億2,115万円 ＜高津区第3グループ＞ 2億1,084万円 ＜宮前区第1グループ＞ 2億1,480万円 ＜宮前区第2グループ＞ 1億7,052万円 ＜多摩区第1グループ＞ 9,819万円 ＜多摩区第2グループ＞ 1億735万円 ＜多摩区第3グループ＞ 1億6,829万円 ＜麻生区第1グループ＞ 1億7,980万円 ＜麻生区第2グループ＞ 1億2,822万円 ＜麻生区第3グループ＞ 7,637万円

(5) 特定非営利活動法人児童育成会コッコロ
公の施設の名称 川崎市片平こども文化センター
川崎市岡上こども文化センター

施設の概要

設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るため。
設置場所	<麻生区第4グループ> 川崎市片平こども文化センター 川崎市麻生区片平5丁目25番1号 川崎市岡上こども文化センター 川崎市麻生区岡上3丁目13番1号
主な事業内容	1 児童の遊びの指導に関すること。 2 施設及び設備を利用に供すること。 3 児童の健全な育成を行う地域組織の育成及び活動の支援に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
指定管理料	<麻生区第4グループ> 1億672万円

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第171号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第172号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 3年度	後期高齢者 医療保険料	第4期	令和3年11月30日 (第4期分)	計3件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第173号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 3年度	介護保険料	第5期	令和3年11月30日 (第5期分)	計1件
令和 3年度	介護保険料	第6期	令和3年11月30日 (第6期分)	計2件
令和 3年度	介護保険料	第7期	令和3年11月30日 (第7期分)	計20件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第174号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手しうる日	件数・備考
令和 2年度	国民健康 保険料	10期	令和3年11月30日 (10期)	計1件
令和 3年度	国民健康 保険料	過随 5月	令和3年11月30日 (過随5月)	計1件
令和 3年度	国民健康 保険料	過随 6月	令和3年11月30日 (過随6月)	計1件
令和 3年度	国民健康 保険料	1期	令和3年11月30日 (1期)	計3件
令和 3年度	国民健康 保険料	2期	令和3年11月30日 (2期)	計6件
令和 3年度	国民健康 保険料	3期	令和3年11月30日 (3期)	計6件
令和 3年度	国民健康 保険料	4期	令和3年11月30日 (4期)	計6件
令和 3年度	国民健康 保険料	5期	令和3年11月30日 (5期)	計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第175号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和3年11月19日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第176号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第177号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第178号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月26日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第35号

差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月17日

川崎市幸区長 関 敏 秀

(別紙省略)

川崎市幸区公告第36号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和3年11月17日

川崎市幸区長 関 敏 秀

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市幸区公告第37号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和3年11月17日

川崎市幸区長 関 敏 秀

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に

についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市幸区公告第38号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市幸区長 関 敏 秀

(別紙省略)

川崎市幸区公告第39号

国民健康保険料に係る過誤納金還付(充当)通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月30日

川崎市幸区長 関 敏 秀

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第55号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

(別紙省略)

川崎市中原区公告第56号

国民健康保険料に係る差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第89号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市高津区長 鈴木 哲 朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第90号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市高津区長 鈴木 哲 朗

年 度	科 目	期 別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和3年度	介護保険料	第7期分	令和3年11月30日(第7期分)	計6件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第91号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市高津区長 鈴木 哲 朗

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 3年度	後期高齢者 医療保険料	第4期 分	令和3年11月30日 (第4期分)	計1件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第44号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年 11月19日

川崎市宮前区長 南 昭 子

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 3年度	後期高齢者 医療保険料	第4期	令和3年11月30日	計1件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第45号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市宮前区長 南 昭 子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第46号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市宮前区長 南 昭 子

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第53号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第54号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 3年度	介護保険料	第6期	令和3年11月30日	1件
令和 3年度	介護保険料	第7期	令和3年11月30日	5件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第55号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月26日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
令和3年度				計1件

(別紙省略)

麻 生 区 公 告**川崎市麻生区公告第72号**

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月15日

川崎市麻生区長 三瓶 清美

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和 3年度	介護保険料	第2期 分以降		1件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第73号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第74号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第75号

保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条及び介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年11月19日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

(別紙省略)

正	誤
---	---

川崎市公報号外第3号(令和3年10月29日発行)38ページ川崎市川崎区選挙管理委員会告示第11号中「荒金嘉明」は「荒金 嘉昭」の誤り。

川崎市公報号外第3号(令和3年10月29日発行)60ページ川崎市川崎区選挙管理委員会告示第27号中「荒金嘉明」は「荒金 嘉昭」の誤り。